＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ３ ０ 年　　第３回 定 例 会

上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

開会　平成３０年９月11日

閉会　平成３０年９月12日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第　１　号（９月１１日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開会宣告・開議宣告　……　2
○諸 般 の 報 告　……　2
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　2
○日程第　２　会期の決定について　……　2
○日程第　３　行　政　報　告　……　2
○日程第　４　報告第　１号　例月現金出納検査結果報告について　……　5
○日程第　５　報告第　２号　議員派遣結果報告について　……　5
○日程第　６　報告第　３号　平成２９年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
……　7
○日程第　７　報告第　４号　平成３０年度（平成２９年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について　……　8
○日程第　８　平成３０年第２回定例会付託
議案第１０号　上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例　……　8
○日程第　９　町の一般行政について質問　……　１２
３番　佐　川　典　子　君　……　１２
１　町の景観について
２　出生祝の対応について
３　がん教育の推進と充実について
１０番　髙　松　克　年　君　……　１９
１　農業被害に支援が必要
２　日米共同訓練の情報開示と町の対応
１１番　米　沢　義　英　君　……　２４
１　日米共同訓練について
２　農作物の被害状況について
３　町道の維持管理について
４　プールの利用期間について
○散　会　宣　告　……　２６

目　　次

第　２　号（９月１２日）

○議　事　日　程　……　２９
○出　席　議　員　……　２９
○欠　席　議　員　……　２９
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　２９
○議会事務局出席職員　……　２９
○開　議　宣　告　……　３０
○諸 般 の 報 告　……　３０
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　３０
○日程第　２　議案第　８号　平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について　…　３０
○日程第　３　議案第　９号　平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定について　……　３０
○日程第　４　議案第　１号　平成３０年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）　……　３６
○日程第　５　議案第　２号　平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　……　３９
○日程第　６　議案第　３号　平成３０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）　……　４０
○日程第　７　議案第　４号　平成３０年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（３号）　……　４１
○日程第　８　議案第　５号　平成３０年度上富良野簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）　……　４２
○日程第　９　議案第　６号　平成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）　……　４２
○日程第１０　議案第　７号　平成３０年度上富良野町病院事業会計補正予算（第２号）　……　４３
○日程第１１　議案第１０号　上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例　……　４３
○日程第１２　議案第１１号　教育委員会委員の任命について　……　４４
○日程第１３　発議案第１号　町内行政調査実施に関する決議について　……　４５
○日程第１４　発議案第２号　議員派遣について　……　４５
○日程第１５　発議案第３号　議会懇談会実施に関する決議について　……　４６
○日程第１６　発議案第４号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について　……　４６
○日程第１７　発議案第５号　「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見について　……　４７
○日程第１８　閉会中の継続調査申し出について　……　４８
○閉　会　宣　告　……　４８

第３回定例会付議事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	平成３０年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）	９月12日	原　案　可　決
2	平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	９月12日	原　案　可　決
3	平成３０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）	９月12日	原　案　可　決
4	平成３０年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）	９月12日	原　案　可　決
5	平成３０年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）	９月12日	原　案　可　決
6	平成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	９月12日	原　案　可　決
7	平成３０年度上富良野町病院事業会計補正予算（第２号）	９月12日	原　案　可　決
8	平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	９月12日	決算特別委員会付託
9	平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定について	９月12日	決算特別委員会付託
１０	上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例	９月12日	原　案　可　決
１１	教育委員会委員の任命について	９月12日	同　意　可　決
	平成３０年第２回定例会付託 議案第10号　上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例	９月11日	原　案　可　決
	行　政　報　告	９月11日	
	町の一般行政について質問	９月11日	
	報　　告		
1	例月現金出納検査結果報告について	９月11日	報　　告
2	議員派遣結果報告について	９月11日	報　　告

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
3	平成２９年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	９月11日	報　　告
4	平成３０年度（平成２９年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	９月11日	報　　告
	発　　議		
1	町内行政調査実施に関する決議について	９月12日	原　案　可　決
2	議員派遣について	９月12日	原　案　可　決
3	議会懇談会実施に関する決議について	９月12日	原　案　可　決
4	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について	９月12日	原　案　可　決
5	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見について	９月12日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申し出について	９月12日	原　案　可　決

平成３０年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成３０年９月１１日（火曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　会期の決定について　９月１１日～１２日　２日間
第　３　行政報告　　副町長　石　田　昭　彦　君
第　４　報告第　１号　例月現金出納検査結果報告について
　　代表監査委員　米　田　末　範　君
第　５　報告第　２号　議員派遣結果報告について
第　６　報告第　３号　平成２９年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
第　７　報告第　４号　平成３０年度(平成２９年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第　８　平成３０年第２回定例会付託
　　議案第１０号　上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例
第　９　町の一般行政についての質問

○出席議員（１３名）

１番	中　澤　良　隆　君	２番	岡　本　康　裕　君
３番	佐　川　典　子　君	５番	今　村　辰　義　君
６番	金　子　益　三　君	７番	北　條　隆　男　君
８番	竹　山　正　一　君	９番	荒　生　博　一　君
１０番	髙　松　克　年　君	１１番	米　沢　義　英　君
１２番	中　瀬　　実　君	１３番	村　上　和　子　君
１４番	西　村　昭　教　君		

○欠席議員（１名）

４番　長谷川　徳　行　君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

副町長	石　田　昭　彦　君	教育長	服　部　久　和　君
代表監査委員	米　田　末　範　君	農業委員会会長	青　地　　修　君
会計管理者	林　　敬　永　君	総務課長	宮　下　正　美　君
企画商工観光課長	辻　　剛　君	町民生活課長	北　越　克　彦　君
保健福祉課長	鈴　木　真　弓　君	農業振興課長	狩　野　寿　志　君
建設水道課長	佐　藤　　清　君	農業委員会事務局長	大　谷　隆　樹　君
教育振興課長	及　川　光　一　君	ラベンダーハイツ所長	北　川　和　宏　君
町立病院事務長	北　川　徳　幸　君		

○議会事務局出席職員

局長	深　山　　悟　君	次長	岩　﨑　昌　治　君
主事	大　井　千　晶　君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１３名）

◎開 会 宣 告 ・ 開 議 宣 告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、平成３０年第３回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山　悟君）　御報告申し上げます。

本定例会は、９月７日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

また、本定例会の運営について、議会運営委員長から、８月２１日及び９月６日に議会運営委員会を開き、会期及び日程等の審議並びに本定例会までに受理しました３件の陳情、要望の取り扱いの結果報告がありました。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、町長から平成３０年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告、教育長から平成２９年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から議員派遣結果の報告、厚生文教常任委員長から平成３０年第２回定例会で厚生文教常任委員会に付託されました上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例の審査報告書の提出がありました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案１１件及び報告案件１件、議長からの報告案件３件、委員会からの報告案件１件、議員からの発議案件５件であります。

議案第１１号教育委員会委員の任命については、あす１２日に配付の予定であります。

町長から本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、平成３０年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

町の一般行政については、佐川典子議員外２名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は本日配付したところであり、先例により、質問の順序は通告を受理した順であります。

本定例会までの議会の主要行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

９番　荒　生　博　一　君
１０番　髙　松　克　年　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（西村昭教君）　次に、日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月１２日までの２日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月１２日までの２日間と決しました。

◎日程第３　行政報告

○議長（西村昭教君）　日程第３　行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありましたので、発言を許します。

副町長、石田昭彦君。

○副町長（石田昭彦君）　議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第３回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、６月２８日から７月８日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録された平成３０年７月豪雨、また、９月４日から５日にかけては、暴風域を伴いながら日本列島を縦断した台風２１号が、さらに９月６日には、マグニチュード６．７、最大震度７を記録した北海道胆振東部地震と、続けて大きな災害が発生しました。

お亡くなりになられた方々のご冥福と、被災され

た多くの方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、１日も早い復旧・復興を願うところであります。

それでは、本日は町長の出席がかないませんことから、私のほうから、去る６月定例町議会以降における町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、前段申し上げましたそれぞれの災害における本町の被災状況についてでありますが、まず、平成３０年７月豪雨でありますが、本町においても７月１日から５日にかけて連続した大雨となり、道路洗掘や道路側溝・横断管などの土砂埋塞、河川においては、護岸及び土羽の損傷などのほか、農作物等にも被害が発生したところであります。

町としましては、これらに早急に対応するため、７月９日付で予算補正を専決処分し、７月３１日の臨時町議会において御報告するとともに、承認をいただいたところであります。

土木施設の被災内容は、単独災害復旧事業２２カ所と公共土木施設維持管理業務１２９カ所で、被害総額９，９８７万円となったところであり、現在、早期復旧を目指して工事を進めているところであります。

農作物については、里仁、静修、草分、東中地区を中心に、バレイショ・麦・ビート・大豆など、約３．４ヘクタールにおいて流亡、冠水などの被害が発生したところであります。さらに、７月２５日以降の連続した猛暑などによる農作物の被害を合わせると、町とＪＡで実施した調査では、被害面積で約１，０００ヘクタール、被害額で４億６，０００万円と推定しているところであります。

また、台風２１号でありますが、本町では９月５日未明に、最大瞬間風速２３．５メートルを記録するなど、暴風により農業用ハウスの飛散や農業用倉庫のシャッター、窓ガラスの破損などのほか、農作物ではデントコーン、スイートコーンの倒伏などの被害があったところであります。

さらに、９月６日に発生した北海道胆振東部地震でありますが、本町の震度は３で、建物等の被害はなかったものの、北海道内全域にわたり停電が発生し、復旧のめどが全く立たない状況であったことから、災害対策本部を立ち上げ、停電への対応を図ったところであります。本町の全域的な通電までには、おおむね４２時間を要したところであり、発電機の使用による痛ましい事故が発生したほか、町民生活に大きな支障が発生したところであります。

被災された町民の方々にお見舞いを申し上げるとともに、災害復旧に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、基地対策関係についてでありますが、上富良野町基地対策協議会によります「防衛施設周辺整備対策に関する要望」として、６月２１日から２２日に防衛省及び北海道選出国会議員に、７月２６日に北部方面総監部に行ってきたところであります。

また、６月２５日から２６日に北海道基地協議会による「防衛施設周辺整備対策に関する要望」及び「基地交付金等に関する要望」を北海道防衛局及び北海道、また、中央要望として関係機関に行ってまいりました。

次に、自衛隊関係についてでありますが、自衛隊協力会道北地区連合会による「道北地域の自衛隊体制強化を求める要望活動」として、７月２１日に防衛大臣に要望を行うとともに、８月２４日に中央要望として、防衛省及び北海道選出国会議員に行ってきたところであります。

また、７月２４日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会による「北海道の自衛隊を支える中央大会２０１８」に参加するとともに、「北海道の自衛隊体制強化を求める要望」及び「自衛隊と地域コミュニティーとの連携に関する要望」をそれぞれ防衛省に行ってまいりました。

次に、記念行事等についてでありますが、第１特科団創隊記念行事を初め、道内各関係部隊、駐屯地等の記念行事へ参加してきたところであります。

また、６月２５日には、保健福祉総合センターかみんにおいて「第１３音楽隊と上富良野駐屯地音楽隊による公開合同演奏訓練」が開催されましたことから、多くの皆様とともに、すばらしい演奏に触れ、楽しいひとときを過ごさせていただきました。

次に、日米共同実働訓練についてでありますが、８月２３日に国内におけるアメリカ海兵隊との日米共同実働訓練（ノーザンヴァイパー）に関する訓練計画概要が公表され、９月１０日から２９日の間、上富良野演習場を含む道内３演習場において、ＭＶ-２２オスプレイ等を用いて実施される旨の内容が示されたことから、８月２７日、北海道防衛局に対し、北海道及び関係市町村とともに、関係自治体への情報提供を十分に行うこと、訓練に際しての安全管理の徹底、移動や訓練中の事故防止等を講ずるよう要請を行ってきたところであります。

日米双方の訓練参加部隊においては、その準備が進められていたことと思いますが、陸上自衛隊においては、９月６日に発生しました北海道胆振東部地震の災害対応に全力を尽くしていくことから、同日、本年度の日米共同実働訓練については、中止する旨の通知があったところであります。

次に、イベント関係についてでありますが、本年で１１回目を迎えました「まるごと　かみふらの」

ビアガーデンは、７月７日、あいにくの雨天により、賑わいテントに会場を移しての開催となりましたが、多くの皆様に参加いただき、地元の農畜産物に対する理解とあわせて、町民の交流を深めていただく機会となりました。

また、７月１５日に開催しました「第４０回花と炎の四季彩まつり」についても、断続的に降雨があったところですが、本町のＰＲ大使である人気声優、牧野由衣さんのステージや１０年ぶりに行われたラベンダー結婚式のほか、行灯行列、花火大会など、おおむね予定どおりにプログラムが進められ、町内外から約１万人の御来場をいただき、盛会のうちに終了することができました。

また、飲食等の出店ブースでは、津市の農業生産者の方々によるブースが設けられ、特産である梨やお茶などが販売され、今後の経済交流への発展が期待されるところであります。

また、８月２６日に開催しました「かみふらの十勝岳ヒルクライム」は、約１４０名のサイクリストの参加をいただき、盛会に開催することができました。

さらに、８月１９日には「十勝岳トレイル・イン・かみふらの・びえい」が開催され、約３４０名の参加者のもと開催できた旨、主催団体より報告をいただいたところであります。

これらイベントの実施に当たりましては、準備・運営等に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、企業振興の一環として行っております企業訪問についてでありますが、７月１９、２０日の両日、町内に事業所等を有するサッポロビール株式社会社など、東京に本社を置く６社に赴き、町の近況等の情報交換を図るとともに、地元事業所における事業及び雇用の拡大等についての要請を行ってきたところであります。

また、この機会を通じて、「泥流地帯」の映画化など、本町の地域再生計画に位置づけられております事業や、企業版ふるさと納税制度の説明を行い、事業への理解及び企業版ふるさと納税の活用、御協力について依頼を行ってきたところであります。

次に、友好都市である三重県津市との交流についてでありますが、７月１４日から１６日まで、津市より副市長を初め４名が来町され、「第４０回かみふらの花と炎の四季彩まつり」に出席いただいたほか、町内で６次産業化に取り組んでいる農業者や農業関連施設等の視察をいただいたところであります。

次に、特定健診等の実施状況についてでありますが、７月３日から１３日までの日程で実施され、特定健診につきましては９８０人の方が受診されたところであります。

また、この期間において、高齢者、若年者、かみふっ子健診、国保外の被扶養者特定健診のほか、各種がん検診・肝炎ウイルス検診、肺機能検査などもあわせて実施し、延べ２，１３０人の方が受診され、結果説明会や家庭訪問等において、糖尿病等の重症化予防に重点を置いた保健指導を行ったところであります。

また、健診会場では、食生活改善推進委員による、野菜３５０グラムと減塩の普及活動として、みそ汁を試食いただき、あわせて管理栄養士によるインボディ測定を通じて、栄養指導を実施したところであります。

今後も、町民の皆様がみずからの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、地域密着型介護保険施設の指定についてでありますが、これまで１ユニット（定員９名）の指定で運営を行っておりました認知症対応型共同生活介護施設「グループホームほーぷ」より、７月６日付で２ユニット（定員１８名）への変更申請が提出されたことから、介護保険事業運営協議会における審議を経て、８月１日付で２ユニット利用について指定したところであります。

地域に信頼される介護施設として、利用が図られることを期待しているところであります。

次に、農作物の生育状況についてでありますが、既に収穫が終了した麦類については、６月の低温、日照不足に続き、７月上旬の長雨など天候不順の影響により、収量・品質とも平年を下回っており、他の主要作物である豆類やバレイショ・ビートについても、生育不良が危惧される状況となっております。

また、水稲については、生育におくれがあるものの、今後の天候回復に期待するところであります。さらに、牧草についても長雨の影響により、一番草の収穫が大幅におくれたことにより、二番草の生育にもおくれが生じている状況にあります。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、出来秋が心配な状況にありますが、農作業の安全確保に努めていただくとともに、生育の回復が少しでも進むよう願っているところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてでありますが、小学生については、上富良野小学校の村上泰都さんが北海道少年少女空手道練成大会において優勝し、日本武道館で行われた全日本少年少女空手道選手権大会に出場したところであります。

中学生については、上富良野中学校野球部が全日本少年軟式野球大会北海道大会において準優勝し、茨城県水戸市で行われた東日本少年軟式野球大会に出場したところであります。

また、陸上部においては、２１名の選手が全道大会に出場し、女子砲丸投げにおいて藤井夢加さんが優勝、男子砲丸投げにおいて伏見洋飛さんが３位、男子４００メートルにおいて平山瑛二郎さんが６位に入賞したところあります。

また、上富良野中学校の国本空良さんが全国中学生少林寺拳法大会北海道地区代表選考会において男子単独演武の部で準優勝し、東京都八王子市で行われた全国中学生少林寺拳法大会に出場したところであります。

高校生については、高体連陸上北海道大会において、男子砲丸投げの西塚大悟さん、女子砲丸投げの山内沙耶佳さん、女子１００メートル及び２００メートルの鈴木くるみさん、女子２００メートル及び４掛ける１００メートルリレーの加藤璃里香さん、男子４掛ける４００メートルリレーの平山誠之助さんがそれぞれ入賞を果たし、三重県伊勢市で行われた全国高等学校総合体育大会に出場したところであります。

そのほか、小学生、中学生及び高校生たちが、日ごろの練習成果を発揮し、卓球、陸上、サッカー、バスケットボールなどで全道大会に出場するなど、多くの児童生徒が活躍しているところであります。

今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍いただくことを期待するとともに、このたび立派な成果を残された皆さんに改めて拍手を送りたいと思います。

最後に、建設工事の発注状況についてでありますが、６月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、９月７日現在、件数で２４件、事業費総額で１億８，６０５万１，６００円で、今年度累計では４４件、事業費総額６億５，１３４万８，０００円となっております。

詳細につきましては、お手元に「平成３０年度建設工事発注状況」を配付しておりますので御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（西村昭教君）　日程第４　報告第１号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成２９年度５月分及び平成３０年度５月分から７月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、１４ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　質疑がなければ、これをもって、例月現金出納検査結果の報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　報告第２号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君）　議員派遣結果報告書につきましては、以下、朗読をもって報告といたします。

議員派遣結果報告書。

平成３０年第２回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。平成３０年８月２１日。上富良野町議会議長、西村昭教様。議会運営委員長、佐川典子。

記。

件名、北海道町村議会議員研修会及び先進地事例調査。

１、調査及び研修の経過。

平成３０年７月３日、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に議員１３名が参加し、２講演を聴講した。

また、７月４日に苫小牧市の株式会社Ｊファーム苫小牧工場において、スマートアグリシステム・省エネルギーシステムを活用した温室型植物工場の研

修視察、石狩管内当別町の地域商社が運営する地元の食の提供・地域交流スペースとして、昨年９月にオープンした北欧の風道の駅とうべつの視察を行った。

２、調査の結果。

（１）北海道町村議会議員研修会（札幌市：札幌コンベンションセンター）。

標記研修会において２名の講師から、それぞれ次の演題の講演が行われ聴講した。

①演題、『明治維新から１５０年、現在そして未来を考える』。

講師、歴史家・作家、加来耕三氏。

要旨、歴史家から見るとテレビドラマや小説などは歴史史実に脚色されており、それをみんなが楽しんで見て（読んで）いる。しかし、本当にそうであったか、立ちどまって見る必要がある。なぜなら全く同じ現象とはならないが、時代の風潮は繰り返すためであり、過去の歴史と現在の線の上に未来があるからである。①常に寛容で歴史を疑い立ちどまって考える。②事後に言うのは論外で飛躍した論旨を捨てる。③期待値を優先せず数字を大切にする。ことをしてほしい。

②演題、『現代日本政治と政局のゆくえ』。

講師、日本大学法学部教授、岩井奉信氏。

要旨、モリカケ問題も初期対応がよくなかった。しかし、国会では党首討論等での追求も野党の調査能力が乏しく、今、一定程度落ちついたのではないか。安倍首相は総裁３選を当初から目指していたのではないが、憲法改正のために３選を目指している。自民党内次期総裁候補が乏しい。安倍政権の政策（経済政策、外交政策等）は壁に当たっている。

今、野党の連携も悪く、与党勝利には衆参ダブル選挙もあるのではないか。安倍首相が自民党総裁３選され、退任後は誰が首相となっているか、５年後の情勢は見通せなく、地方においても同じなため、きちんと情勢を見ていくことが望まれる。

以上、二つの講演を聴講し、今後の活動の参考となった。

（２）先進地事例調査。

①苫小牧：市株式会社Ｊファーム苫小牧工場。

スマートアグリシステムの採用と多様なエネルギー資源を活用した温室型植物生産工場であり、環境制御装置や栽培棟、エネルギー利用、使用資材などの実証試験を行い、この植物生産システムを各方面にプレゼンする機能も有している。

昨年度までは南国フルーツやランなどの試験栽培も実施したが採算ペースに合わず、今はベビーリーフとミニトマトの二つの作物を通年で栽培し、高糖度トマトのブランドは好評を得ている。

②石狩管内当別町：北欧の風道の駅とうべつ。

平成２９年９月にオープンした道の駅で、駐車場敷地は北海道開発局、建物・広場敷地は当別町が設置。地元の飲食店や土産品店が入居し、農作物直売所では地元農家で収穫された野菜等を販売しているが、地元でとれない野菜類は北海道産にこだわり、仕入れて販売していた。施設中央に飲食・休憩スペースをとり、地元産にこだわった食の提供や土産品の販売をしており、広い駐車場スペースと建物裏のイベントスペースにより、地元イベントにも活用できる施設となっていた。トイレも小さな子どもと一緒に入れる個室トイレが２パターンあるなど、利用する視点での工夫が見られた。

当別町は札幌から車で４０分の近郊の町で、石狩や増毛方面を目的とした観光客に通過されやすいため、町内外の人に当別の食を軸に魅力を発信する拠点施設として、また、札幌市に隣接する農村という特性を生かし、年間を通じた多彩なイベント開催の拠点としての役割が期待される。

（３）まとめ。

我が町でも、ハウスなど温室栽培の導入を検討するときに、温泉熱の利用や複合的なエネルギーシステムの導入、オランダ型高度栽培制御システムは興味深く、今後のスマート農業導入の参考となった。

また、地元の強みを生かした農産物の直売、それらを活用した食の提供、６次産業化の特産品販売やイベント開催など、我が町の魅力を発信する拠点施設検討の今後の展開に大きな参考となった。

以上でございます。お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、次の報告を求めます。

議会広報特別委員長、髙松克年君。

○議会広報特別委員長（髙松克年君）　ただいま上程されました報告第２号の件につきまして、報告させていただきます。

議員派遣結果報告書。

平成３０年第２回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施しましたので、その結果を報告いたします。平成３０年９月６日。上富良野町議会議長、西村昭教様。議会広報特別委員長、髙松克年。

記。

件名、北海道町村議会議長会が主催の議会広報研修会及び広報技術研修。

１、調査及び研修の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をよりわかりやすく町民に知らせるための広報誌発行に関する調査研究のため、平成３０年８月２２日から２３日までの間、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加するとともに、常任委員会による議会広報を発行している奈井江町議会において研修した。

２、調査の結果。

（１）議会広報研修会。

講師、広報コンサルタント、芳野政明氏。

演題、住民に読まれ伝わる議会広報の基本と編集。

議会広報は住民に読まれる、議事が伝わることが必要であり、①議事公開・議会諸活動の活性化、②行政監視・評価、③調査・政策提案、④論点・争点を整理、⑤議決の説明責任、⑥住民の声を反映する媒体となっていなければならない。広報誌の編集に当たっては、①載せたい内容（住民ニーズと伝えたいこと）をまとめ加工する、②誰が見て読むのか（ターゲット）を想定する、③見やすい形にして、わかりやすく伝える、④簡便・手軽な方法はないことを考え、十分に練り上げていく必要があること。

議会広報の４大企画として、①議案審議の報道、②一般質問の要約、③議会活動の記事、④住民の声・意見であり、これらを広報誌面に記載していくのが技術的なことをとおして、発行されている議会広報誌の事例を見ながら研修を受けました。

広報が持っている住民との関係性は八つの機能、①関係づくり《リレーション》、②報道・告知《インフォメーション》、③情報開示《ディスクロジャー》、④説明責任《アカウンタビリティー》、⑤対話《ダイアローグ》、⑥啓蒙・啓発《エンライトメント》、⑦印象づくり《イメージング》、⑧各種奉仕《サービス》があり、これらの機能をフル活用することが必要である。

（２）広報技術研修。

研修先、奈井江町議会広報常任委員会。

議会活性化に関する検討計画に基づき平成２５年１２月に広報広聴準備委員会を設置し、①議会広報誌、②議会中継、③議会懇談会について調査し、平成２７年３月に報告した、議会中継については、費用の面で庁舎(議場等)機材設置の面から断念したが、昨年（２９年）から音声中継を実施している。議会懇談会については、正副議長が中心となり進めることとし、議会広報誌を編集・発行する広報常任委員会を平成２７年５月１日に設置し、これまで年４回発行し、全戸配布、公共施設等に配置している。一般質問のページは、一般質問議員本人が原稿作成するが、タイトルを含めた原稿修正や校正は、広報常任委員全員で行っており、答弁内容については所管課長に確認している。

（３）まとめ。

議会広報は住民に読んでもらえるように、誌面の工夫やわかりやすい表現、見やすい文字など、企画・編集し検証することが必要だと感じた。また、議会活動を知ることで、住民は自治体に関する情報、判断材料を得ることができ、また、議員のなり手不足解消の一助にもなり得るのではないか。さらに、地方自治への参画意識を掘り起こし、まちづくりへの参加を促すものと考える。

今後の議会広報誌の企画・編集に当たっては、今まで以上に住民に読まれる広報誌づくりを意識し、改善・工夫し、住民が手にとって読みたくなるような編集技術も必要と感じた。

以上をもって、議員派遣結果報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第６　報告第３号

○議長（西村昭教君）　日程第６　報告第３号平成２９年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（及川光一君）　ただいま上程いただきました報告第３号平成２９年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、町民に公表するものであります。

以下、平成２９年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について御説明申し上げます。

報告書の１ページをごらんください。

本報告書は、目的にありますように、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、事務の管理及び執行状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進と透明性を図り、町民への説明責任を果たすものであります。

点検・評価の内容でありますが、平成２９年度の教育委員会活動状況及び教育行政執行方針に示した事務事業の成果をもとに内部評価を行ったものであります。

また、この点検・評価に当たりましては、教育に関し学識経験を有する教育行政評価委員３名の御意

見をお聞きし、報告書にまとめております。

２ページには評価方法と評価結果、３ページから１２ページまでは教育委員会議などの活動状況とその評価を記載しているところであります。１３ページから５２ページにわたっては、点検・評価の対象とした３８事業を達成度、効果度による評価と総合評価を行い、点検評価表にまとめたところであります。５３ページから５５ページまでが教育行政評価委員会の開催と、その意見を掲載しているところであります。５６ページ以降は参考資料を掲載しております。

以上で、報告第３号平成２９年度上富良野町教育委員会点検・評価報告についての説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　質疑がないようですので、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第７　報告第４号

○議長（西村昭教君）　日程第７　報告第４号平成３０年度（平成２９年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君）　ただいま上程いただきました報告第４号平成３０年度（平成２９年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

平成２９年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は１０．６％、将来負担比率は６１．５％となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられるところであります。

以上で、報告第４号平成３０年度（平成２９年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　質疑がないようですので、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第８　平成３０年第２回定例会付託議案第１０号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（西村昭教君）　日程第８　平成３０年第２回定例会で、厚生文教常任委員会に付託いたしました議案第１０号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、厚生文教常任委員会委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、荒生博一君。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君）　ただいま上程されました議案第１０号の件につきまして、報告させていただきます。

厚生文教常任委員会付託事件審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告する。平成３０年９月１１日、上富良野町議会議長、西村昭教様。厚生文教常任委員長、荒生博一。

記。

事件名、上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例。

１、審査の内容と経過。

平成３０年６月１９日開会の平成３０年第２回上富良野町議会定例会に提案された議案第１０号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例は、６月２０日付で本委員会に付託された。その後、平成３０年７月１０日、８月７日の２日間にわたり本委員会を開催し、関係職員から詳細な説明を求め、慎重に審議を進めた。

審議に当たっては、町民に対する周知方法、自己負担額の年齢区分から所得区分に変更しようとする考え方、がんに罹患する主な要因、がん検診の必要性、受診に至らない主な理由と要因、さらに現状の受診料の課題と問題点、本改正による期待される効果と受診率の目標などに関して質疑や意見交換を行った。

今回の条例改正の目的は、１点目に、経済的理由による健康格差の解消。これは、経済状況のために健診（検診）が受けられず、自分の健康状態を知る機会がないまま重篤な疾患を起こさないためである。２点目に、特定健康診査の受診率７０％台を維持させつつ、各種がん検診受診率は平成３４年度まで毎年０．１％ずつ向上を目標に設定するものであり、特に健康に比較的関心が薄い４０から５０歳代の受診率の向上を目指したものである。

以上のことから、提案された改正内容について

は、特定健康診査と各種がん検診を受診することで、住民みずから体の状態を理解し、生活習慣病の発症・重症化予防とがんの早期発見・早期治療につながることから、上富良野町の健康づくりが推進されることを期待し、議案第１０号については、適正と認め、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、条例の施行に当たっては、理事者において「２　附帯意見」を尊重されたい。

２、附帯意見。

上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例の施行に当たっては、町民に改正内容を丁寧に説明して、理解を深めることにより、受診率を高めるよう努力されたい。

また、本条例改正による受診料自己負担額は、今後、規則に委ねられることとなるが、受診料自己負担額の改正は、住民生活に影響が及ぶものであり、今後においては、住民や議会へ事前に改正内容等の情報提供を行い、協議の場を持つよう対応を求める。

さらには、健診（検診）時における受診者のプライバシーに配慮した会場設営とするなど、今後においてもプライバシーの保護に配慮したものとなるよう改善を求める。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　提案者に質問いたします。

第１点目の受診料改定の理由として、経済的な格差をなくし、医療や検診が受けられるような体制づくりを進めたいというふうになっております。

また、同時に、４０歳代から５０歳代の受診率が特に低下しているという、いわゆる若年層の受診率が低下しているということが掲げられております。

そこで、お伺いしたいのですが、受診率の低下というのは、どういうところが要因となって受診率の低下につながっているというような審査もされていると思うのですが、この点、確認しておきたいと思います。

今、多くの国保加入者の状況を見ますと、例えば上富良野国民健康保険第２期保健事業実施計画等、あるいは特定健診実施計画等でも掲載されておりますが、未受診の理由として、保険移動、あるいは長期不在、あるいは他の保険に加入している等々の理由も掲げられており、その実態等も必ずしも詳細に把握されているものではないというような記述が載っております。

私は、このことを考えたときに、単に経済的理由だけではなく、そこに貧困の実態や社会的な要因の中で、心に余裕が持てないという状況の中から、受診率の低下にもつながっているというふうに考えておりますが、この点、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

そうすると、根本的な解決は何かということになりますが、そうすると、この間、町が行ってきた丁寧な受診につなぐ、そういった説明や保健指導の質等の向上、あるいは人材の育成なくしては受診率の向上につながらないというふうに思いますが、この間の条例改正の中には、そういった記述が一切表記されていないという点では、私は不安に感じるものでありますが、この点、どういうふうにお考えでありましょうか。

また、同時に、７０％台の受診率の維持、これはどういう理由から７０％台の受診率の維持をしなければならないという形になっているのか、お伺いいたします。

次に、お伺いいたしますが、チェック体制の機能の問題についてお伺いいたします。

附帯意見の中にも、本条例の改正に当たっては、受診料自己負担額は、規則に委ねられることによって、自己負担、いわゆる住民の生活に影響を及ぼすものではないかと、そういう意味では、今後十分な住民への周知、議会への事前の情報提供や協議の場が必要だというふうに表記されているわけでありますが、私は、この点一つをとっても、今回の条例の改正は、規則に委任するのではなくて、きっちりと条例によって審議の場を提供してもらう。また、審議する。これが議会のチェック機能を果たす大切な役割であり、この機能が薄れては困るというふうに考えますが、提案者は、この点についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

三つ目にお伺いしたいのは、経済対策という形で軽減対策を行おうとしています。確かに２５％以内という形の設定はよいとしても、基本は、６５歳以上を基本として、がん検診についても、この提案の中には、７５歳以上となっておりますが、私は６５歳以上も対象にすべきではないかというふうに思いますが、この点、もっと改善する必要があるのではないかというふうに思います。

また、同時に、消費税の住民負担は避けるべきだというふうに考えますが、この点、消費税も含めた２５％の設定となっている点で、この間の経済の諸事情、給与あるいは年金等の抑制がされる中での住民負担は、これ以上耐えられない状況にあるのではないかというふうに考えていますが、この点、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、受診料の減免についてお伺いいたします。

所得に応じて負担という形になっております。確かに生活保護世帯等々の負担軽減という点では評価するものであります。当然受診率の向上にもつながれば、それは当然、よしとしなければならないというふうに考えております。しかし、今回の条例の改正の中には、受診者の全員が非課税世帯であるものとなっているという表記があります。しかし、そこに１人でも課税される方がいれば、当然減免から外れるという項目になっているというふうに思いますが、私は逆に所得に応じた負担と言いながらも、逆に負担を求めているという形になり、また同時に、所得の少ない人ほど負担率がふえるというような逆進性が生まれるのではないかというふうに考えていますが、これらの点について、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　暫時休憩いたします。

午前　９時５９分　休憩
午前１０時３０分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど１１番米沢義英君の質問に、厚生文教常任委員長、荒生博一君の答弁を求めます。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君）　先ほど御質問のありました、米沢議員からの４項目に関しての答弁をさせていただきます。

まず、最初の１点目の答弁ですが、現在、４０歳から５０歳代、やはり子育てに追われ、仕事も多忙であり、そして比較的健康に関心が薄いという世代の未受診が多く見られるということで、今まで減免措置がなかったというこの世代に対して、今回の条例改正で受診料を平準化することで減免がなされます。

今後においては、受診率が低い世代に対しての保健指導を強化するとともに、時間帯、それから曜日、時期などを検討し、例えば皆様に受診いただけるよう土日の開設であったりとか、農家でありますと、繁忙期を除いた閑散期に検診を対応するとかということで、今後においてもこの検診に関しては、現在の受診率７０％台というのは、北海道内でもトップクラスでございます。また、この沿線でも２位ということで、上富良野町も７０％の維持というのは、これ以上の数字がないと言っても過言ではないと思いますので、今後におきましても、この７０％という維持は、国保税との絡みで、ボーダーラインと受けとめております。

今後においてもこのパーセントを維持・堅持いただくよう、保健福祉課においては徹底をしていただけるということでございます。

それから２番目の、報告で附帯意見をつけて強く要請していますとおり、御質問のありました受診料の規則委任については、条例規定としては、当委員会でも今回、附帯意見をつけさせていただきましたとおり、本条例改正による受診料自己負担額については、規則に委ねられることとなるが、受診料自己負担額の改正は、住民生活に直接影響が及ぶものであり、今後においては、住民や議会へ事前に改正内容等の情報提供を行い、協議の場を持つよう対応を求めるということで、当委員会としての判断でも、しっかりと附帯意見を付し、理事者側に伝えております。

今後におきましても、米沢議員と同様である考えはございますので、しっかりと住民、また、議会へも事前の情報提供いただくよう努めてまいります。

それから、３番目の御質問でございますが、現在、２５％自己負担の抑制をしてはどうかということですが、２５％の基準は、今後の消費税増額も含めた額であり、当委員会としては妥当と判断し、認めたところでございます。

最後、４点目の御質問ですが、受診料の減免についてですけれども、所得のある方については応分の負担を求めるという考え方に基づき、やはり税の公平、公正の判断により、当委員会としては妥当と判断をし、認めたところでございます。

最後、まとめになりますけれども、町民の皆様の健康、それから増進をやっていくための条例改正でございまして、この報告でもさせていただいていますけれども、住民みずからが体の状態を理解し、生活習慣病の発症・重症化予防とがんの早期発見・早期治療につながるということで、町民の健康づくりの観点で、しっかりとした条例改正と判断いたしましたので、これをもって答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

ほかに御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

これで、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　私は、今回の保健事業検診受診料徴収条例改正に反対するものであります。

受診料の徴収が条例か規則に委ねられれば、一時的な料金の抑制があったとしても、委託料や消費税

率の変更があった場合、議会の議決がなくても受診料が改定される仕組みになる。そうなれば、住民への負担が新たに求められることになります。住民の暮らしに当然影響を及ぼすものについては、条例に委任すべきであり、また、議会のチェック体制が規則に委任されれば、薄れることが懸念されます。

また、今報告書の中にもあるように、自己負担が今後規則に委ねられることにより、住民生活への影響と、住民や議会への情報の提供及び議会の場の必要性を求めた附帯意見が出されているように、私は、この点をとっても、本来、こういった料金の改定に当たっては、議会の条例とすべきだと考えます。

二つ目に述べたいのは、受診料の減免の対象は、生活保護世帯及び条例によれば、世帯の全てが非課税であるものとされますが、しかし、１人でも課税者がいれば、その減免の対象から外れるという状況であり、所得の少ない世帯ほど負担が重くなる逆進性が起こるということが懸念されます。

また、７５歳以上のがん検診者に対しても、私は、特定のいわゆる軽減策とありますが、しかし、最低でも６５歳以上を基本として対象に私はすべきではないかと考えます。

三つ目に訴えたいのは、予防医療及び経済的な理由による格差の解消、若年層などの受診率の向上を目的として、今回の条例の改正が行われようとしています。

受診率の向上については大いに賛成であります。また、この間、町も受診率の向上に向けた各種の検診の向上に努めてきたという点でも、私は大いに評価もしている１人であります。

しかし、非課税世帯における未受診者の受診の誘導だけで、受診料の軽減だけで、果たして受診率が向上するのかどうなのかという点では疑問を抱かざるを得ません。社会的、経済的理由で、心に余裕がないとすれば、当然そこにきめ細やかな検診の取り組みが当然必要になってくるわけであります。

そのためには、行政側の人材の確保や保健指導の取り組みの向上、質の向上をなくしては、問題の解決にはなりません。

また、働き方による改革もしなければ、これは当然町でできるものではありませんから、社会的な問題として私は捉える必要が、同時に町の問題としても捉える必要があると考えます。町の特定健診の受診率の向上は、当然、人との信頼関係を築いてきたことによるものであることを忘れてはなりません。私は、この間、町がこの精神に基づいて、住民の信頼関係をもとに、受診率の向上を図ってきたわけですから、住民からかけ離れた医療費の抑制や受益者負担、受診率の向上だけを求める方向になりつつあることに懸念を表明するものであります。

これを述べて、上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部改正に対して反対するものであります。

○議長（西村昭教君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

町民みんなの願いである健康で心豊かに生き生きと暮らすことを目指し、我が町は、平成２６年２月に健康づくり推進の町を宣言いたしました。

その中で、町民の自主的な健康づくりを推進するため、町では特定健診やがん検診の受診向上に力を注ぎ、着実に成果を上げてきていましたが、今回、さらなる受診率の向上と、課題であった受益者負担の適正化に向けての条例の一部を改正（案）が提案されました。

以下、改正案に対し賛成する主な理由を申し上げます。

一つ目の理由としては、検診受診に至らなかった理由の一つとして、受診料の負担問題があったと聞き及んでいます。決して経済的理由により受診に至らず、健康格差が生じてはならないと考えます。改正案では、所得の低い方の負担軽減に重きを置いた提案だと考えます。

二つ目としては、我が町は、特定健診やがん検診の受診率は全道の中でもトップクラスに位置しているのは御承知のとおりであります。しかしながら、実態を見ますと、４０から５０歳代の受診率においては、他の年代層よりも低い状況にあります。比較的健康づくりに関心が薄い四、五十歳代の底上げを目指し、検診内容の充実と受診の向上、推進に積極的な姿勢がうかがわれる改正案だと考えます。

以上のことから、提案された改正内容は、検診受診料の受益者負担の適正化と、所得が少ない方々の負担軽減にも十分配慮されており、我が町の健康づくりがさらに推進されるものと確信し、本条例の改正に賛成するものであります。

なお、今後の改正については、規則に委ねられることになりますが、町民生活に大きな影響があることから、住民や議会と十分な協議を行い、丁寧な説明に心がけるよう私からもお願いをするところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　次に、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、平成３０年第２回定例会で、厚生文教常任委員会に付託審査しました議案第１０号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を起立により採決します。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君）　起立多数であります。

よって、本件は、委員長の報告のとおりと決しました。

◎日程第９　町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君）　日程第９　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　初めに、このたびの台風２１号及び北海道胆振東部地震により被災されました全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、本日出席を見合わせられた町長に対しまして、早期回復をお祈り申し上げ、一般質問をさせていただきます。

まず１項目めは、町の景観についてでございます。

上富良野町に景観条例があるが、今後の公共施設整備において、景観に配慮した色など統一性のある施設整備を進める考えはないのか伺いたい。

①今までの公共施設の色などは誰が決めてきたのか伺う。

②上富良野町景観づくり推進会議等の関係機関における意見の中で、公共施設の景観についての意見はなかったのか、あったのであれば、どのような内容であったのか伺う。また、年に何回開催されてきたのか伺う。

③町の公共施設の景観について、第５次総合計画ではどのようなことが考慮されてきたのか伺う。

④町の形状を考えると、町の集落はすり鉢状になっており、峠から見おろすと一定程度見渡すことが可能な町である。総合計画の１０年単位ではなく、もっと長いスパンで公共施設を考えていくことが望まれる。色の統一を図ることで景観や利用者への安心感も生まれる。センスの問題や好みの問題もあると思われるが、将来改築予定の施設整備（病院・庁舎など）から、色の統一を図ることで町の景観に生かされると思うが、それについて伺いたいと思います。

２番目は、出生祝いの対応についてです。

平成２８年、上富良野の総合戦略が策定されたが、２０４０年には１万人程度の人口を目標とした。現在は１万８３６人（平成３０年７月３１日現在）で、町の合計特殊出生率も１．７の目標値を下回っている。欧州では、子の出生を祝う「ニューボーン」ということがあり、出産記念に何かしらのアクションを行うとしている。子は宝であり、町の将来を担う種であると考えられる。町でお祝いの気持ちをあらわすことは当然であり、幸せを共有することで町民も幸せになれる。現在の町の出生時にどのような対応があるのか伺いたい。、

議会の懇談会で出席者から防災無線がお悔やみ放送になっていて暗い感じがする。子どもが生まれたときにもお祝いの放送をしてはどうかという声が出された。町民の意見もあり、対応できることではないかと思うが、それについても伺いたいと思います。

３番目は、教育長にお願いをいたします。

がん教育の推進と充実についてでございます。

死因の第１位を占めるがんは、現在では２人に１人の罹患率である。国だけでなく、地方自治体も個人としても対応や予防が望まれています。２００６年にはがん対策基本法が制定されました。北海道においては、２０１２年、がん対策条例が施行された。２０１６年、改正法案が成立し、その中には、治療と就労の両立支援、緩和ケアの強化、がん教育の推進などが盛り込まれた。健康づくり推進の町として、がん教育の重要性は否めない。

現在行われているがん教育の内容について伺いたい。また、今後の課題や、どのように充実させていくのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　３番佐川議員の３項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの景観に配慮した公共施設整備に関する４点の御質問にお答えいたします。

１点目の公共施設の色等の決定についてでありますが、新設・改修のいずれの場合も設計者の意図などを参考としながら、施設を管理する所管課内での協議において、当該施設の特性等を考慮した中で決定してきておりますが、大規模な公共施設については、所管課の提案をもとに、町長において決定してきた経過にあります。

また、かみふらの景観づくり計画を策定した平成

２３年度以降においては、同計画に定める建築物等に求められる景観形成の基準に沿って対応しているところであります。

次に、２点目の景観づくり推進会議についてでありますが、当会議は、かみふらの景観づくり条例における届け出行為に対する助言や景観づくりのあり方、仕組みなどを検討することを目的として、平成１８年度に設置されたものであります。

当会議は、設置以降、本町の景観づくり計画の策定に向けた審議などを、平成１８年度から平成２２年度までの間で合計１０回を開催してきておりますが、公共施設の景観に関する協議が行われた経過はないところであります。

次に、３点目の第５次総合計画における公共施設の景観への配慮等についてでありますが、公共施設については、風土に調和した社会基盤づくりの中軸となることから、周辺環境と調和した施設整備を進めるとともに、国や道など他の地方公共団体が実施する公共事業においても、町と同様に統一感のある施設整備となるよう取り組んできたところであります。

次に、４点目の公共施設の色の統一をとのことでありますが、さきにお答えしたとおり、かみふらの景観づくり計画が定める建築物等に求められる景観形成の基準に沿って整備を進めているところであり、今後においても、同計画の考えに沿って、周辺環境や周辺の町並みと調和に配慮しながら整備を進めていくことが重要と考えていることから、公共施設について色を統一するという考えは持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、２項目めの出生祝いの対応に関する御質問にお答えいたします。

町の子育て支援策については、妊娠、出産、乳幼児から高校生までの各ステージにおいて、保健・医療・福祉及び教育・生活などに対して、さまざまな子育て支援策を推進しているところであります。

出生時において祝意をあらわすことにつきましては、全く同感でありますが、行政サービスの中でどのようにあらわすかについては、多様な考え方があるものと受けとめております。

諸外国においては、子どもの健やかな成長を願うため、それぞれの地域独自の風習に倣ったさまざまな贈り物をすることもあると認識をしております。

また、上川管内においても、記念品や祝い金を贈呈している自治体もありますが、本町としましては、安心して産み育てることができる子育て環境をしっかり充実させていくことが最も重要な責務と受けとめているところであります。

今後においても、よりよい支援策となるよう、子育て世代の皆様を初め、広く御意見を聞く中で充実を図ってまいりたいと考えております。

お子様の健やかな成長を願うに当たり、出生時に町として祝意をあらわすことにつきましては、愛郷心を育むなどの側面もあり、いろいろな機会を通じ、町民の方々の意見も伺いながら、将来課題として捉えさせていただきたいと思います。

また、防災行政無線により、出生時にお祝い放送をとのことでありますが、防災行政無線は、災害時の放送のほか、平常時において町の行政情報を放送しており、お悔やみ放送については、臨時放送として、喪主様から希望があった場合に実施しているところであります。

子どもの出生に係るお祝いの放送につきましては、祝い品業者等からの営業活動に利用されるなど課題もあり、個人情報保護の観点からも実施は困難と判断しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君）　３番佐川議員の３項目めのがん教育の推進と充実に関する御質問にお答えします。

がん教育の推進と充実についてでありますが、国は、平成２４年にがん対策基本法に基づき、がん対策推進基本計画を策定し、また、北海道においても、がん対策推進条例が施行され、児童生徒ががんに対する正しい知識と、健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理することを目指し、健康教育全体の中で、がんに対する理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講じることになりました。

また、平成２７年３月、がん教育のあり方に関する検討会から、学校におけるがん教育のあり方についての報告が取りまとめられております。

この中で、がん教育の目標は、がん教育の具体的な内容が報告され、がん教育の実施に当たっては、がん教育が健康教育の一環として、学習指導要領を踏まえ、保健体育科を中心に、学校の実情に応じて、教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が養われるよう配慮するとあり、学校教育活動全体で推進されることとされております。

現在、本町におきましては、学習指導要領に基づき、小学校５、６年生は体育で、中学校３年生は保健体育の教科で、生活習慣病の予防の授業において、がんの予防、早期発見、検診などについて学習し、正しい理解を深め、健康と命の大切さについて学んでおります。

昨年度におきましては、上富良野小学校の５、６年生を対象に、がんの専門医師によるがん予防・検診についての「がん教育出前講座」を実施いたしました。

今後におきましても、引き続き学習指導要領に基づいた健康教育、がん教育を適切に進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　今お答えいただきましたけれども、景観づくり推進会議というのが平成１８年から始まって、２２年まで１０回開催ということでございますけれども、２２年以降開催していないのは、どのような理由からなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤　清君）　３番佐川議員の景観づくり推進会議の開催についての御質問でございますが、まず、景観づくりの計画が運用されましたのが２３年４月１日からでございます。その以降につきましては、まず、事前相談、それから事前協議というものがございまして、この部分について、２３年から現在まで３２件の協議を行っております。この中で、担当のほうで、この場所に建てたいのだとか、設置したいのだという協議を行っていきますので、その部分で助言を行い、そして、景観形成の基準に対する適用について簡易審査をし、そして指導を行っておりまして、この部分において、支障を及ぼすおそれがないという判断であった場合に、届け出を免除するというふうになっておりまして、この段階で許可をしておりますので、景観推進会議をする案件がないというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　町の景観形成の基準というのがあると思うのですけれども、それは、例えば上富良野町独自の特質した景観形成に対するそういうのというのはあるのでしょうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤　清君）　３番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、上富良野町の特徴であります。上富良野町内の代表的な視点から考えますと、十勝岳を望む眺望を阻害しないというのがまず１点です。次に、北国の自然景観のイメージを損なう原色の色遣いや奇抜な意匠としないこと、これが２点目でございます。３点目に、上富良野町の風景と調和し、多くの人に好感を持たれるデザインを心がけると、この三つが、まず大きな方針と、基準となっております。

また、色についても、彩度７以下にすること。原色は使わないことというふうな基準となっております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　色や美的景観についての一定程度の基準というのがあるのはわかっております。私たち町民として、そういうのがなかなか周知が徹底されていない部分というのも結構あると思うのですけれども、それらについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　３番佐川議員の御質問にお答えいたします。

町においては、平成２３年にそれらの基準等が成立されたところでありますけれども、多くの町民にそういったことが浸透されていないということであれば、それは私たちのＰＲといいますか、知らせている取り組みの努力が足りないことなのかなというふうに反省するところでありますので、機会を通じて、そういったことを通知するようなことにも努めてまいりたいと思っております。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　景観というものは、次から次へと変化していくわけでございますので、先を見据えた中でのある一定の提示等を町がしていかなければ、これは本当に個々の好きなような感じ、そういうような景観、まちづくりになっていくのかなというふうに思うところなのです。

それで、なぜ公共施設等について、いろいろな色を使っているわけです、今までも。その景観についての協議がなされていないということが、どうも私的には納得がいかないなと思うのです。やはり行政側としては、大きな上富良野町の町自体の描く、そういうものも景観形成のある一つのプラン的なものというのは、今後、考えていかなければ、外から見ても、すてきな町だねというような言われ方をするべきだと思うのです、これからも。そういった意味において、長いスパンで考えていかなければいけないというふうに思うことがあるので、今、伺っているわけですけれども、これについては、将来的にも、町の印象も含めて、今の状態でいいというふうに判断していらっしゃるのか、これから少しでも、人から見ても、外から来られた方たちから見ても、すてきな町だねと言われたいような、そういう気持ちがあるのかどうか、そこら辺もちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　３番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、誰しもすてきに思われたいという、その気持ちについては、共有のことかなというふうに理解をしております。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　いろいろな町がありますけれども、私の知っているところでは、やはり東川町なんかは町並みが統一されています。ニュータウンみたいなものも新しくできて、建蔽率だといろいろなこともあって、すごく配慮されて、屋根は、大雪山に見合うような三角の屋根を今後、皆に推奨しているだとか、あと、物置だとか灯油タンクだとか、外に設置されているクーラーに関しては、なるべく建物の雰囲気を壊さない程度の覆いをかぶせるとか、そういうような配慮をするということで、町のほうから町民の皆さんにお願いをしているということです。やはりそういったささいなことでも、少しずつ町の景観をよくするために考えていくべきではないかなというふうに思うのです。

私たちは、家の周りにある、少しでもきれいに見えるように花を植えて、毎日水をやって、少しでも町をよくするために、街路の花植えも町内会単位、また、商工会単位でいろいろと植えてはいます。でも、それだけ果たして景観がいいということで終わっていいのかなと私は疑問に思うのです。

西興部村というところもあるのですけれども、そこなんかは、公共施設がすごく色が統一されていて、すごくすてきに見えます。あそこの町も見おろす形なのです、すり鉢状になっておりまして。そこら辺をぜひ今後も検討していくべきではないか、色も、統一といったって、白は白と決めろとか、そういうことを言っているのではなくて、もう少し配慮した中で、町として、公共施設から始めていくべきではないかなという思いがあるもので、そこら辺について伺いたいのですけれども、町民の努力と、行政の立場として、町民にどのように、景観を意識しているということを伝えるかということにおいては、やはり公共施設から始めるのが一番いいかなという思いがあるので、それで今回の質問に至っているのですけれども、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　３番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、多分思いは佐川議員と同じなのだろうというふうに思いますけれども、公共施設も町の中の景観をつくっていく一つでありますので、そういうものについても、建物の、町のほうでは基準をつくって、華美にならないような色遣いであったりだとか、その周りの景観や周りの建物等と調和をしたような、そういう形であったり色遣いであったりというものを基準にしておりますので、そういうものをこれからも基準に沿って、景観づくり計画の考え方に沿って取り進めていくことは重要なのかなというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　それはわかるのですけれども、今、建てている建物の、例えば総合センター、社教センターですけれども、屋根の色が青だったり、あれはすごく目立ちます、千望峠から見ても。ああいったものを、目にばっと入りやすいようなものを選定するということではなくて、もう少し自然にマッチしたようなものの選択をするような、そういう配慮的なものを、今度は、せっかく景観づくり推進会議のメンバーの委員の人たちもいらっしゃるわけですから、ぜひそういった皆さんのお声を聞いて、もうしばらく会が開かれていないということですから、ぜひ今度、６次総合計画もございますし、そういった皆さんのお声を聞くこと、会議を開いて、聞くということをまず第一に行ってほしいと思いますが、それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦）　３番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、景観づくり推進会議につきましては、景観づくり計画の策定に御尽力をいただいた経過にありまして、平成２３年度以降は開催されていないところであります。

先ほど建設水道課長がお答えしたように、景観づくり推進会議の主な所掌については、届け出等に対する助言を行うことが一番大きな会議の所掌となっておりますので、これらの届け出に至っていないということから、具体の事案として、会議が開催されてきていない経過にございますけれども、今、議員おっしゃるように、今の町の景観づくり計画が不備があったり、基準に不備があったりというようなことで、見直し等も今後必要になってくることも想定されますので、当然そういうものを見直したりする過程においては、景観づくり推進会議の中で御意見をいただくことは大切なことかなというふうに理解をしております。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　これからそういうような開催をしていただいて、町民の意見を広く吸収した中で進めていっていただくことを強く要望します。

それと、今もう一つ伺いたいのは、景観づくり推進委員の人選でございます。これは、１人、東京大学アジア生物資源研究センターというところにお勤めの方が委員の中にいらっしゃいますけれども、こ

れは、以前建築関係か何か、そういったことに従事していた方なのでしょうか。生物資源研究というのは、ちょっと私的には、どういう人選でこの方がなったのかなというのがありますけれども、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤　清君）　ただいま３番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

東京大学のアジア生物資源研究センターの方でございますけれども、景観に詳しい方でございまして、研究されている方でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　北海道は北海道らしい建築というのもあると思いますので、ぜひ、北海道にもたくさん大学もございますし、協定を結んでいる大学もございますし、雪が降る地区と降らない地区ということだけでも、全然屋根の形や、いろいろな部分において違ってくると思うのです。この任期があるとは思うのですけれども、この方も含めて、今後、いろいろな広い意見を聞きながら、将来的に上富良野がすてきな町に見えるように、町民もそれぞれ努力しますけれども、行政側からもそういったお示しをしていただくのが私は、一歩ずつ前に進んでいける、そういう上富良野になっていくのかなというふうに思うのですが、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　３番佐川議員の御質問に答えいたしますが、景観づくり推進会議の委員につきましては、附属機関の委員でございますので、任期ごとに委員の方々は、適任の方という方を選任していきたいというふうに思っておりますので、これからも、どういう方に御意見を伺っていったり、どういう方が担っていただくのがベストなのかということを判断しながら委員の選任に当たっていきたいと思っております。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　次に、出生祝いの対応について伺いました。現在、出生時に町でどのような対応があるのかということで伺っていますので、それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　３番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、出生のときに何か特別な対応というのは特にあるわけではございません。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　町民の方々の意見を伺いながら、将来、課題として捉えるというようなお答えをいただきましたけれども、答弁の中で、祝い品業者からの営業活動に利用される可能性もありというような文面があったのですけれども、これは、私ちょっと気がつかないのですけれども、どういうことを想定していらっしゃるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　３番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、過去には、個人情報保護条例等が施行される以前につきましては、赤ちゃんが生まれました、例えば小学校に入学しましたというようなことを、広報等でもお祝いの文面等をお知らせしたり、そういうことがございました。そういうようなものが、当然商売をされている方もたくさんいらっしゃいますので、お祝品の返礼品のような、そういうようなものであったり、例えば赤ちゃんが生まれて３年後、５年後、７年後の七五三を迎えるときとか、二十歳を迎えるときの、貸衣装屋さんからダイレクトメールが届いたり、何でこの業者からうちの子にお手紙が来たのだろうとか、そういうようなことが、ここで言っている営業活動等に利用されるような、そういうことも懸念されるということで、なかなか放送というものは難しいのかなということで、町では今、判断しているところでございます。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　個人情報のことをおっしゃったのですよね。それで、商品の業者等々にというようなお話もありましたけれども、あくまでも私が質問しているのは、町で出生したときに、お祝いの気持ちを町民と共有したいので、そういうことでという質問なのです。個々に確認をとればいいだけの話でございますし、名前を言わなければいいですし。例えば、男のお子さんが生まれましたということでも構わないかもしれませんし、それはいろいろな方法が考えられるわけです。

うちの町でしたら産婦人科の医院がないわけですから、退院されてから１週間後、上富良野町に戻ってこられてからでも、１週間前に上富良野町の赤ちゃんが生まれました、男の子が生まれましたということでも構わないとは思うのです。それは、そのときそのときで、その人たちが名前を出さないほうがいいというのであれば、それはそのように対応すればいいですし、そこは、私はがちがちに、住所と両親と子どもの名前と全部を言ってほしいということを言っているわけではございませんので、そこら辺は理解していただければいいなというふうに思っております。

東川町では、「君の椅子」とかといって、椅子の

プレゼントをしたり、また、お米が主要な自治体ではお米をプレゼントしたり、写真を撮ってあげるということをされていたり、いろいろな町としての出生に対するお祝いというのを考えております。

私、思うのですけれども、国保の加入者において３万円が渡っております。これは不平等ではないかなというふうに考えているのです。これについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君）　３番佐川議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険の関係では、出産育児一時金といたしまして、出産のときには４２万円が支給されているところでございます。プラス出産祝い金も３万円出しているところで、合計４５万円ということになるところでございます。

国保といたしまして出しているところでございまして、ほかの健康保険等々でも、いろいろな助成制度があるところでございまして、社会保険でありますとか、共済保険でありますとか、建設国保とか、いろいろな保険制度の中でそれぞれ対応している、出産のときには、それぞれの保険制度の中で対応しているものと理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　出産に対する補助制度というのは、社会保険等々もありますし、いろいろなところでもありますけれども、やはり子どもが生まれたというお祝いというのと、また、出産にかかわる費用の補助というのはまた違うと思うのです。それで、私は、今後においては、そういうことが、全町民で、出産した場合に、そういうお祝い金というのをやっていただかないといけないかなというふうに思っております。それについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　３番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、先ほど御答弁したように、それぞれ上川管内においても、いろいろなお祝い品を贈ったり、お祝い金を贈ったりというような、それぞれの行政サービスとして行う部分についてのあらわし方については、それぞれの町の御判断がいろいろあるだろうなというふうに理解をしています。

今現在、町においては、そういったお祝い品やお祝い金を、生まれたときに御贈呈するというようなことも一つの考え方ではありますけれども、安心して赤ちゃんを生める、生んだ後、安心して育てられる、そういう環境をしっかり整えていくことのほうが、私たちに求められている課題なのかな、責務なのかなというふうに理解をしているところであります。

あわせまして、こちらにつきましても御答弁させていただきましたけれども、例えば、そういう機運が町民の中で高まってきたときに、上富良野町として、赤ちゃんが生まれたときに、どういった形でそういうものをお示しするのか、例えば、先ほど佐川議員の発言の中にもございましたけれども、東川のように「君の椅子」プロジェクトというような、そういうものをやったり、地元の特産のお米を配ったりというような、そういうこともございますので、うちの町の赤ちゃんが生まれたときに、私はこの上富良野で生まれたのだということを、将来にわたってもしっかりと感じていただけるような、そういうようなことで、上富良野としては、赤ちゃんが生まれたときに、こういうものがいいのではないのだろうかというようなことは、町民の中でしっかりと、そういうような機運が高まってきたときに検討していく課題なのかなということで、先ほども、将来の課題として捉えさせていただきたいということで答弁をさせていただいたところであります。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　ぜひ今のお答えのとおりに動いていただければ、今後、町が防災無線等々、また、生まれてくる子どもに対する町の心遣い、姿勢というものが見えてくると思いますので、ぜひそこら辺は検討をいただくということで、お願いしたいなというふうに思います。

次に、がん教育の推進と充実についてでございます。

過去にも質問しましたが、教育長がすぐに対応してくださったということで、がん教育のテーマに沿って小中学校でも教えているということでございます。

今年度のがん教育のテーマに沿ったがん教育の開催というのですか、それはいつごろ、どんなふうにやるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　教育長、答弁。

○教育長（服部久和君）　３番佐川議員からのがん教育に関する御質問についてお答えをいたします。

今年度はどのように進めるのかというお話ですけれども、基本的に、教科書に載っているがんの予防だとか検診だとかについて学習を進めることになっております。小学校では、中学校より簡単な知識、いわゆる生活習慣病と言われるものの中に、がんというカテゴリーがあるという部分で、その中で学習を進めます。中学校においては、小学校のレベルより少し詳しく、中身を詳しくしたものを進めることになっているところです。

昨年実施しました特別の講演については考えてお

りません。ただ、あれも希望する声もありましたけれども、北海道が主催しておりまして、そちらのほうについては、一度やるとしばらく当たらないということで、断念をしたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　学校教育におけるがん教育のあり方の報告書の取りまとめもございます。外部講師を用いたがん教育のガイドラインというのがあります。教育長が今おっしゃったとおりなのですけれども、町として、がん教育の重要性がわかっている以上、上富良野小学校だけでなく、上富良野西小学校、もしくは中学校も生徒がいらっしゃるわけですから、ぜひここら辺の、差別なく教育を受ける権利がございますので、それに対して進めていただけるということを願いたいと思いますけれども、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　教育長、答弁。

○教育長（服部久和君）　３番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

差別といいますか、基本的に学習指導要領の中で決まっている部分を的確に進めていきたいと思っております。あくまでもがん教育単独では、教育ではありません。うちの町が目指しているのも、がんだけではなく、健康という部分を重点に置いた、その中のカテゴリーとしてがん教育があるということで。

ただ、今の死亡率が、死亡のナンバーワンだったり、そういう状況を踏まえて、また、今の子どもたちは１００歳まで生きるかもしれないというような中で、がん教育をどのように進めていくかという部分は十分考えていきたいと思っています。ただし、あくまでも健康教育の中の、まずは、基本は健康教育だと、その中にがんというカテゴリーがあるということで進めていきたいというふうに考えております。

また、新学習指導要領、今出されておりますけれども、その中で、がん教育については、中学校のほうで、学習指導要領に明確にうたわれました。これは、エイズが２０年ほど前にはやったときに、学習指導要領でうたわれて以来、２０年ぶりに中学校のほうでがん教育、また、高校も同じく、がん教育というのが改めてうたわれるという形で強化が図られていますので、それらによって、年齢に合わせた学習がより充実したものになるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君）　第３期のがん対策推進基本計画が、ことしの３月９日付でなりましたけれども、これには、がん教育の普及啓発が求められるということが書いてあります。これはすごく大事だと思うのです。教育長おっしゃったのは、指導要領に基づいてということなのですけれども、それプラスアルファという形です、普及啓発が求められるという。これに関しまして、こういう文章がある以上、もう少し、一部の学校だけではなく、ほかの学校の生徒たちもそこら辺を、外部講師等々、町にもいろいろな方がいらっしゃいますし、自分がなったという方もいらっしゃるかもしれません。そういった生の声を聞くということがすごく大切な部分でもあると思いますので、文章だけで、本を読んで学習しなさいということではなくて、教材等々も今使ってやるように指示もありますので、ガイドライン等々にも書いてありますので、そこら辺は進めていただければなというふうに思っております。

それと、私は一番、これから子どもたちががん教育で大切にしていただきたいなというのは、受動喫煙の権利、これを守ることを学ばせるということが一番大事なのかなというふうに思っているのです。がん教育では、やはりリスクが高まるということをみんなで共有していかないとだめだと。そういう厚労省の判断から、がん教育についてもやっていかなければいけないということだというふうに私は判断しているところなのですが、これについて、子どもたちが受動喫煙の関係に、要するに煙を吸ってリスクが高まるということに対する、ノーという立場を子どもたちが学習することが大切だと思うのです。そこら辺について、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　教育長、答弁。

○教育長（服部久和君）　３番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

繰り返しの部分もございますけれども、基本的に学校教育、先ほども申し上げましたように、学校教育活動全般を通して、命だとか健康だとか、そういう部分を含めて、がん教育を進めていくということであります。

また、たまたま小学校、昨年、上小がやったと。そういう部分で、公平性に欠けるのではないかというお話もございましたけれども、決してそんなことはなく、授業として学ばなければならない部分、または、啓発だとか普及という部分もお話しいただきましたけれども、それらも含めて、各教科の中で対応をしているつもりでおりますし、学習指導要領の中においても、それらの部分がしっかりとうたわれておりますし、今まで我々が受けた授業であれば、

一方的に先生のほうから教えてもらうという授業が中心で、我々は育ちました、私の年代は。今求められているのは、受動的授業ではなく、主体的に学ぶ授業というものが、積極的に子どもたちみずから考えて学ぶという部分も行っておりまして、そういう意味では、より普及だとか啓発に、また、理解度も高まった中で、それぞれの授業が進められているというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

以上をもまして、３番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、１０番髙松克年君の質問を許します。

○１０番（髙松克年君）　さきに通告しています２項目９点について伺います。

第１項目め、農業被害に支援が必要。

ことしは春から天候不順、過大な降雨量により、夏作を初めとして、作物に多大な被害を及ぼしています。通常であれば、被害が軽減されるハウスの作物でさえ被害を受けている状況です。今後、収穫においても十分な利益を見込めない農業経営体が出るおそれがあります。

年末の決算期を待たず、農業経営体に対して、経営の継続に資する越年資金に対しての支援対応を決める必要が十分に考えられます。

具体的には、公庫資金の対応。

２として、借入資金に対しての利子補給。

３として、各借入資金の支払いの繰り延べの支援。

これらは、町の支援が是が非でも必要と思うのですが、町長の見解をお伺いします。

２項目めとして、日米共同訓練の情報開示と町の対応について。

９月１０日から２９日まで、ノーザンヴァイパーの名称で日米共同訓練が行われようとしていました。帯広駐屯地を拠点として、オスプレイＭＶ-２２（海兵隊仕様）が上富良野、矢臼別、北海道大演習場を使って演習を行うとありました。

１、上富良野演習場での降下訓練を行うのか。

２、夜間飛行訓練は行うか。

３、ヘリコプターよりもスピードの速いオスプレイで、狭隘な地形の上富良野演習場での安全は確保できるか。

４、先日の新聞報道によると、町は騒音について測定すると発言しているが、騒音測定を実施するかどうか、真意のほどをお伺いしたい。

５として、市街地上空の飛行は避けるように申し入れると発言しているが、町内全域の墜落事故を避ける意味合いを含めての発言なのか、真意のほどは。

６、オスプレイＭＶ－２２は事故発生率が高いが、町民の安全を守るためにもリスクがゼロであるべきと考えるが、飛行を認めるのはなぜか。

以上についてお伺いします。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の２項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの農業被害の支援対策に関する御質問にお答えいたします。

本年は融雪も早く、耕起作業や播種作業が順調に進んでいたことから、出来秋を期待していたところでありますが、その後、６月中旬から７月にかけての低温や長雨、日照不足、さらには降雨後の猛暑などによって農作物に大きな被害が発生しているところであります。

７月上旬の大雨とその後の猛暑を受け、７月下旬に町とふらの農協上富良野支所で実施した町内全農家の農作物の被害状況調査においては、長雨による圃場の流亡面積が約３．４ヘクタール、異常気象による農作物の被害面積が約１，０７０ヘクタール、被害金額が約４億６，０００万円と推計したところであります。

御質問にあります公庫資金への対応、借入資金の利子補給や繰り延べ支援などの支援策についてでありますが、既に収穫を終えた麦類のほか、これから収穫を迎えます本町の主要作物であります水稲、てん菜、豆類、バレイショなどの収穫実態を踏まえるとともに、改良普及センター、農業共済組合、ＪＡ等関係機関と十分に情報共有を図り、それらの状況を踏まえ、御質問にあるような対応につきましては、実態に即し、適宜、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、２項目めの日米共同訓練に関する御質問でありますが、日米共同訓練につきましては、中止が発表されておりますことから、質問と答弁が若干かみ合わない部分がもしあれば御容赦をいただきたいというふうに思います。

国内におけるアメリカ海兵隊との実働訓練（ノーザンヴァイパー）につきましては、平成２８年９月１日付の日米合同委員会合意に基づき、沖縄における訓練活動の負担を軽減するため、実働訓練を沖縄県外に移転し実施されるものと理解しているところであります。

今年度のノーザンヴァイパーの概要につきましては、北海道防衛局より８月２３日に説明を受けたところであり、町といたしましては、さらなる情報の提供のほか、徹底した安全対策はもちろんのこと、

住民生活への影響に配慮するとともに、騒音測定についても実施するよう申し入れたところであります。

また、同日説明を受けた内容につきましては、演習場周辺の３地区協議会へも情報提供したところであります。

また、８月２７日には、北海道や帯広市ともに、今回の訓練場所である３演習場が所在する関係自治体において、日米共同訓練に対しての安全確保や情報提供等に関する要請を北海道防衛局に行ってきたところでありますが、このたびの平成３０年北海道胆振東部地震の発災による陸上自衛隊の災害支援体制を最優先とするとのことから、今年度の日米共同訓練については中止の連絡を受けたところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　なぜこのような質問をしているか、町長が不在の中に質問をしているわけですけれども、副町長もこのことについては十分に理解していただいているということとして、再質問をいたしたいと思います。

第１項目めの農業の支援についてお伺いします。

具体的に、農業経営において、経営上の資金繰りがあります。月々の支払いとともに、８月以降において、当年使用していた肥料に始まる購買の支払い、１０月になると借入金の返済など、定時においての支払いがあり、収入においては、各種の国からの制度の支払いがあり、また、作物別共済金の支払いなどがありますが、これらは年末になって決済が行われます。収入と支払いにおけるタイムラグがあり、これにおいて、今年は資金がショートするのではないか。その可能性があるために懸念して質問をしているわけです。

それで、ぜひ早い時期に町の支援のアナウンス、情報が必要だと考えるわけです。農協内に農業振興課が事務所を移した理由の中にも、農業者の顔の見える行政的意義を示すためだったのだろうという思いもあります。

ことしにおいては、早い時期に支援の方向、方策を決定すべきと考えます。それが適宜という意味での具体性だと思いますし、時間的な意味では、適切な、実際に実効性のある、効力のある具体的な支援だというふうに思いますけれども、それをどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたします。

今年度については、先ほどの答弁でもお答えいたしましたように、出来秋が非常に心配な状況になっていますことから、各種それぞれ共済等の制度等もございますので、そういったこれからの出来秋の最終の実態等を見ながら、既存の支援の仕組み等も踏まえた中で、どういったことが町において適切な支援になるのかということを判断してまいりたいというふうに考えておりますので、町といたしましては、来年の営農に支障を来さないような、そういうことで支援策について適宜、適切に対応してまいりたいというのが現在の考え方でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　それは、受けとめ方としては、言われているように、具体的に自分も書いたのですけれども、それらについて実行をするというふうに受けとめてもいいということでしょうか。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたしますが、今、議員からも御質問のありました、例えば公庫資金の対応であったり、そういった借入資金の利子補給であったり、支払いの繰り延べの支援というような、そういうような支援策も過去にもありますので、そういうものも含めて検討していかなければならない課題だということで答弁をさせていただきました。これをやる、やらないは、今、私の立場で軽々にお答えできるところではないのかなというふうに理解をしております。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　それを今不在の町長にも十分に伝わって、今の現状として、先ほど７月の末に農協でまとめたと言われている４億円云々ということも含めて、町長も知っていると思うのです。それで、ぜひそのことについては、やはり支援をできるという、そういう意味でも早い時期にアナウンスが欲しいと、すべきだというふうに思っています。

町において、今までの農業振興と農業者、また、天候にも恵まれて、一昨年、昨年は農業も少しよい状況にあったと。そして、その結果として、町での税収が上がったというふうにも聞いています。そのことは、農家にとっても非常に町への貢献として、我々の働きがいがあるということを実感しているのだろうというふうに思うのです。一戸の農家を育てることの難しさというのは、これは誰もが経験しているところなのです。これを今ある農家が維持できるかどうか、そのことのほうが、一戸の農家をつくるよりも実効性があるということからすれば、本当に早い段階での、今のような答弁ではなくて、町はこういうふうにやりますというものを、支援はしますということをニュースとして欲しいわけです。

というのは、どうしてかというと、夏作の不安に

思っているところへ、また、秋の作物に対しても、本当にこれで十分な収穫が得られるか、土の中に眠っていると言ったら語弊がありますけれども、ジャガイモなんかも掘ってみなければわからないとか、そういうことなんかも十分に農家の人たちは感じているわけです。そして、しかも若い人たちの中には、やはりそのことを不安に思っていて、ちまたで話をしたときにも、そのことが実感として訴えられるわけです。これらに十分に今の時期に応えていかなかったら、資金繰りが本当にショートになってからでは遅い、そういう実態があるわけです。ですから、ぜひ、そのようなことからしても具体的な支援を行う必要があると思います。もう一度、考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁になるかもしれませんけれども、ことしの出来秋については、非常に心配している状況にあるということは皆さん共有されているのかなというふうに思います。

ただ、これから多くの作物の収穫時期を迎えますので、一体どれぐらいのものになるのか、そして、そんな中で、既存の支え合うような仕組みの中で、どういった支え合いができるのかということも踏まえた中で、それらを踏まえて、先ほどお答えさせていただきましたように、御質問にあったような、そういった支援策については、実態に即して適宜、適切に対応してまいりたいというのが今の町の考え方でございますので、今、私の立場で、これをいつ発表しますとか、これをいつできますというようなことについては、それはなかなか答弁できないことは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　入院していて、病気のこともあり、上富の実情というか、少しの間ですけれども、病院に入って心配していることだろうとは思うのですけれども、その上に、ぜひ今、質問したようなことをお伝え願って、町長からの返事もよろしくお願いしたいと思います。

このことでもって農家が１軒でも、一昨年あったような災害によって農家をやめるというようなこともありましたけれども、そのようなことがないように、本当に目に見えないところでの不安というものを抱えているのが現状だということを伝えておきたいと思います。

続いて、日米共同訓練、ノーザンヴァイパーのことですけれども、これが直前になって、今の北海道胆振東部地震の援助、支援のために陸上自衛隊が出かけるということで、中止になりましたけれども、それまでの間、幾つかの町にもやりとりがあったように思います。そのことで少しお伺いしたいと思います。

この中で、実際に演習場をどのように考えているか、ヘリコプターよりもスピードの速いオスプレイで、狭隘な地形の演習場、しかも今回の演習の内容の中では、高度１５０メーターでの飛行というのを目途にしているような部分での新聞報道なんかがありましたけれども、それをあの上富良野演習場で行うのか。去年、なぜ演習が中止になったかという一つの中に、１，０００メーターラインぐらいのところから、非常にあの日は高度を下げてくる、西南というのですか、南東と言ったほうがいいのだろうか、そこからの雨雲の降下というか霧というか、そういうものが非常なスピードでおりてきていたのです。自分たちが地元で見ている分には、これはやはり危険な状況の雲というか、そういうふうに思っていたのです。そうしたら、お昼ごろになって私は知ったのですけれども、きょうは来ませんという話になったわけですけれども、そのような地形からいっても、決して広いところで十分に高度をとらないで飛べるようなところではない。まして、そういうような気候的な問題も抱えているような気もしますから、その辺でのことを町ではどういうふうに見ているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたしますが、オスプレイがどのような訓練を予定していたのかというようなことについては、私どももそういった情報を持ち合わせているものではございません。高度１５０メートルで訓練をするとか、そういうことを耳にしたこともございませんし、昨年は天候不順によって、上富良野演習場で行う飛行訓練は中止になったということでありますので、常に日米共同訓練であろうと、陸上自衛隊の訓練であろうと、安全管理を徹底して訓練を行うのは、国の責務において行っているものというふうに理解しておりますので、大砲を撃つにしてもヘリコプターが飛ぶにしても、それら天候や、その日の風や、いろいろな条件があったりした中で、そういうものに配慮して訓練がなされているものというふうに理解しておりますので、そういう信頼関係のもとに演習場が利用されているというふうに理解をしているところであります。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　町との関係での信頼、町と住民との信頼、どうですか、その辺については。町と住民に情報の開示を含めて、信頼がおけている

状態だというふうに考えているのかどうか、今の発言から、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたしますが、当然これまでもさまざまな訓練が上富良野演習場で実施されています。過去には事故があったことも、当然町も承知しておりますが、そういうようなことを乗り越えながら、安全な訓練を実施していただいていると、国の責任において実施しているのだというふうに理解しておりますので、町と防衛省ともしっかりと信頼関係もできていますし、町と町民の関係においても、多くの町民が、そういうことも理解をいただいて、自衛隊や、演習場での演習についても理解をいただいていると、そういうふうに理解をしているところであります。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　それで、お伺いしたいのですけれども、新聞報道によると、「上富良野の市街地上空の飛行は避けるようにと申し入れている」と発言がありますけれども、町内全域の墜落事故などの事故を避ける意味があっての発言なのかどうか、かぶせるようにお伺いするのはと思いますけれども、本当に今答えたように、町と住民との信頼を、その中で勝ち得ているというふうに思っているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたしますが、当然、オスプレイであろうと他の飛行機であろうと、ヘリコプターであろうと、飛行等の訓練においては、上富良野町に万が一墜落等の事故が起きることは、あってはならないことというふうに理解しておりますので、町内全域で墜落事故が起こらないような、そういうことについては、しっかりと国に求めていかなければなりませんし、市街地上空の飛行を避けるようにという発言につきましては、万が一のそういう事故を想定したときの被害の影響といいますか、被害の大きさを想定したときの一般論として申し上げているものであって、そういう意味から、飛行ルート等についても国においてしっかりと配慮いただきたいと、そういう思いを町としては、防衛局を通じてお伝えしたというところでございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　市街以外で被害が、例えば、今言われるように、被害の大きさ、それに問題があるから街の上を飛ぶなと、それを申し入れると言っているのか、それとも、郡部であれば、例えばもしも事故があっても、働いている人１人だったり、１軒だったりというようなことで、それを発言しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたしますが、私は、先ほどそのような答弁をしたつもりはございません。上富良野町において事故が起きないような、そういう配慮をしていただきたいということでございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　それであれば、全町的なという意味合いを含めて言っているというふうにとります。しかし、人１人でも、物が一つでも、財産が一つでも失われるということにとって、街であれ郡部であれ、町の中であれば皆同じだというふうに思うのです。ですから、市街地の上空ということを全面に出すよりは、町内全域を飛ばないでくれというほうが私たちには理解できる話だというふうに思うのですけれども。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたしますが、上富良野演習場内で、例えばヘリコプターの訓練であろうとオスプレイであろうと、どこからかは、演習場の、例えば今回予定されていた訓練であっても、帯広の駐屯地の帯広飛行場から飛んでくるとき、北大演から飛んでくるとき、矢臼別から飛んでくるとき、いろいろなことが想定されたと思いますけれども、そのときに、全て演習場なり飛行場がつながっていれば、その上空を飛んでくれば、国の管理しているところで、もし事故があったとしてもということになりますけれども、物理的にそういうことではございませんので、基本的に、そういうような訓練は、１００％安全ということは、それは物理的なことではないと思いますけれども、９９．９％安全な訓練にすると、そういうことは国の責任において配慮いただきたいということを、町としてはしっかりとこれからも申し入れていきたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君）　暫時休憩いたします。

この後については、午後１時再開といたします。

午後　０時０１分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（西村昭教君）　午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、髙松克年君の再質問からスタートいたします。

１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　新聞報道によると、町

は、騒音については測定するという発言があったように聞いているのですけれども、たしか旭川の某団体から申し入れがあったときに、そのように答えているのですけれども、この中で答えているのは、「騒音測定についても実施するよう申し入れたところ」ということを書いてあるのですけれども、町は、独自で騒音測定をするつもりはなかったということでいいのでしょうか。やらない理由というか、やれない理由というか、そういうものがあるのであれば聞かせてほしいというふうに思うのですけれども。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたします。

町においては、町が騒音測定をするというような団体の申し入れに対して、そのようにお答えした経緯にはないのではないかというふうに理解をしています。申し入れのあった団体に対しても、国の責任においてしっかりと騒音測定をされたい旨は、しっかりと申し入れるということは、町においてお答えさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　そうすると、報道のほうのとり方というか、前段の国というか防衛省というか、施設庁というか、そこが測定するというような意味合いで、申し入れると言ったことを、そういうふうに書いたというふうに理解していいということですか。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えしますが、昨年のノーザンヴァイパーが計画されたときにも、国において騒音測定はしたいということでありましたので、ことしにおいても、そういうことはしっかりと国には求めていきたいということを、申し入れのあった団体にはお答えをさせていただいたところでありますし、２３日に防衛局が、ちょうど２３日に訓練概要が公表されたと思いますが、その日の午前中、防衛局が町にも訓練概要についての御説明がありました。その折にも、しっかりと国において騒音測定はしっかりしてくれるのだよねということは申し入れて、国においても騒音測定をしたいということでありましたので、それは、そのような形でしっかりとお願いしますということをやりとりした経過にございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　それは、そのような形で、町は自主的に測定するということは行わないというふうに捉えていいということですね。

次に、ここで今言われた２３日のやりとりなのですけれども、説明を受けた内容については、演習場周辺の地区の協議会に情報を提供しているというのは、施設庁から受けたものをそのままの文章を流しているというふうに考えてもいいのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたします。

地区の３協議会においても、防衛局がお示ししていただいたペーパーをそのままコピーして、そちらについても提供しましたので、同様の内容を地区の協議会に御説明したところでございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　そうすると、地元の人たちも知りたいと思われる降下訓練とか、飛行訓練とかということについての具体的な内容については、地元の人たちにも示されていないというふうに思っていいということですか。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　そのとおりだと思います。北海道防衛局においても、どういうような具体の訓練をするのかということ自体は、その時点で防衛局もつかんでおりませんので、私どももそういうような情報はいただいておりません。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　このオスプレイＭＶ－２２という飛行機というか、ヘリコプターというか、どういうふうに言えばいいのかあれなのですけれども、これが非常に事故のリスクというか、危険率が高いというのは新聞報道などでも出ているわけで、どこに住んでいても、このことについては認識できているというふうに思っていいと思うのですけれども、町民の安全を守るためということからいえば、先ほど答えられたように、市街地とか地域とかということを限定して言っているわけではないのだと、上富良野の安全を確保するためには、十分な申し入れをしていくのだという姿勢というところは見てとれたのですけれども、今言う、このリスクを背負ってまでも飛行を認めていく姿勢というか、受け入れていく姿勢でいなければならないのが上富良野の立場だということでしょうか。

というのは、新聞の取材のときに、国防云々ということで町は答えられているというふうに書かれていたのですけれども、我々の生活と、国防というと物すごい大きな話になってしまって、我々一個人がどうのこうの、また、一町村がどうのこうのということではなくなってしまうのかもしれないのですけれども、個人の生活、個人の安全、個人の財産の保全というか、そういうものは、やはり町としては、

それを第一に考えて、この町がつくり上げられている根底には、個々の個人の、ここで在住しているというか、住所を持っている者の財産とか、危険からの回避とか、そういうことを行っていくという姿勢が必要だと思うのですけれども、その辺についてはどう考えているのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１０番髙松議員の御質問にお答えいたしますが、日米の共同訓練に限らず、全ての陸上自衛隊が上富良野演習場で行っている訓練もそうだというふうに理解をしておりますけれども、事故の防止であったり、安全の確保については、国の責任において、徹底した安全対策を講じていただくというのが当然でございますので、その都度、個々の訓練について、私ども一自治体が判断する立場ではないのではないかというのが私たちの認識でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　演習については、そういうことだと思うのですけれども、例えば事故が起きたときに、被害に遭っている場合に、それに対して救済をしていくということになれば、町も十分な働きをしなければならないと思うのですけれども、過去においては、そういうことが地域住民に起きていたにもかかわらず、それに町は応えるときに、私たちも防衛、あのときは省ではなくて庁だったのですけれども、防衛庁と同じ関係団体ですから、ですから、皆さんのというようなことを言った例があるのですけれども、その答えと同じようなことが今でもこの町の中では生きているというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　質問がはっきり具体的ではありません。質問通告が出ていますけれども、少しそれている感がありますので、しっかりと基本に戻って質問していただきたいと思います。

○１０番（髙松克年君）　なぜかというと、今問うていることは、個人と町との関係、防衛を通しての関係を聞いているわけで、それがだめだということであれば撤回します。

○議長（西村昭教君）　だめではないですけれども、答えられないと思うのです。

ほかにありますか、質問。

１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　以上にします。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、１０番髙松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、１１番米沢義英君の質問を許します。

○１１番（米沢義英君）　質問に先立ちまして、災害で亡くなられた方に御冥福と、また、被災されている方にお見舞い申し上げます。

また、今回の質問において、日米共同訓練については中止という形になりましたので、質問を取り下げさせていただきます。しかし、あくまでも私は、危険を伴うオスプレイの飛行中止を、町に引き続き関係各機関に働きかけていただくよう申し上げて、質問に移らせていただきます。

１番目の農作物の被害状況の質問を伺います。

今年度は、長雨、低温、高温などの影響によって、畑作物は、農家に至っては、芋、タマネギ、カボチャ、小麦、豆類、ビートなどの主要な作物においては、品質、収穫量において、前年度のような状況にはならないという話が出されています。また、稲作についても、収穫してみないとわからないという話をしてくれました。

いずれにしても、異常気象による農作物の被害が出ている状況について、実態としては、どのように上富良野町でなっているのか、お伺いすると同時に、被害の状況によっては、当然農家に対する支援が必要になってくると思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、町道の維持管理についてお伺いいたします。

北３０号道路にある側溝が豪雨であふれ、近くの民家の出入り口が冠水するという状況が見受けられます。当事者の方によれば、約１０年近く前からも改善要望が出されているということでありますが、いまだに改善されていないということであります。たまには土砂を上げたりなどされているようでありますが、根本的な改善には至っていないという状況であり、早急な対策が必要だと考えます。現況と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、プールの利用期間の問題についてお伺いいたします。

上富良野町Ｂ＆Ｇのプールの使用期間は５月から９月までになっているという状況であります。今、現状としては、幼児から大人まで多くの個人や団体などに利用されています。また、各種の競技大会に出るために練習に励んでいるという方も多数いらっしゃいます。競技利用者から、一般利用者からも一部利用期間の延長を１０月まで望む声があります。

構造上の問題があって、仮に加温ができたとしても、寒いという問題もあるかもしれませんが、今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１１番米沢議員の２項目についての御質問にお答えさせていただきます。

１項目めの農作物の被害状況等に関する御質問にお答えいたします。

ことしの異常気象による農作物の被害状況については、さきの髙松議員への御質問にお答えをさせていただいたとおりであります。

ことしは、６月以降の日照不足や低温などにより、本町の基幹作物である麦類、豆類、スイートコーン、てん菜など、ほとんどの作物に生育不足が見られ、加えて、その後の長雨よる湿害や圃場の排水不良も重なり、適期防除ができなかったこと、さらには、その後の異常な猛暑による高温障害などで、バレイショ、タマネギなど多くの作物に被害が出ている状況にあります。

今後の対応につきましては、出来秋の実態を踏まえるとともに、道の作況調査や共済組合、ＪＡ等の対応状況などを踏まえ、町の支援のあり方について検討し、来年の営農に支障を来さないよう対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの町道北３０号道路の側溝の維持管理に関する御質問にお答えいたします。

町道北３０号道路の側溝は、道道三沢上富良野線からＪＲ踏切までの区域の雨水が流れ込み、末端は、ＪＲ横断と国道横断があり、最終的には道管理のエホロカンベツ川に流れており、それぞれの横断管の管径は全て９００ミリとなっておりますが、素堀り側溝区間もあり、流域が広範囲であることから、大雨の際、土砂の堆積などによって周辺地域に冠水被害をもたらした経緯にあります。

そのようなことから、昨年、土砂上げを行ったところであり、現在は土砂の堆積はほぼ解消されているところであります。

御質問にあります当該箇所については、今後も引き続き大雨前にパトロールを行い、状況に応じて土砂上げ等を行い、維持管理に努めるとともに、流末処理につきましては、地権者や関係機関と調整を行い、改善に向け検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　次、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君）　１１番米沢議員の３項目めのプールの利用期間に関する御質問にお答えいたします。

現在、町のプールの利用期間は、５月２６日から９月３０日まで開設をしております。

御質問をいただきまして、過去の利用期間を調べましたところ、平成１８年度までは、期間に若干のばらつきはありますが、おおむね１０月上旬まで開設した経過もあったところです。しかしながら、９月中旬以降は室温が適温に達しない日が多くなること、また、利用人数の状況が低調であったことなどから、各水泳団体と協議し、現在の９月末までの開設期間となっているところであります。

平成２７年度から２９年度の利用状況を見ましても、９月中旬以降は利用人数が少ないことから、仮に１０月まで延長しても、過去と同様の状況が予想されるところです。

これらのことから、当面は現状を継続し、今後につきましては、利用者などのニーズを見てまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　農作物の被害についてお伺いいたします。

同僚の議員の質問に対しても、今後、状況次第では支援対策が当然必要になることもあり得るという答弁でありました。当然これは必要なことで、御存じのように、小豆に至っては、平年５俵とれるところ、ひょっとしたら２俵になるのではないか。カボチャに至っても、日焼けして商品にはならない。ビートに至っても、発育がなかなか思うように至っていない。ジャガイモに至っても、小粒であったり品質がよくないという状況が、何軒かの農家の方に聞きましたら、そういうような状況であります。

今年度の自然災害という形の中で、非常に農家の人は深刻な状況にあるというのが、歩いてみても実態として聞き取れるという状況になっております。

そういうことを考えた場合には、当然早急な、被害状況も含めた上での今後の対応というのが必要になってくるかというふうに思いますが、この点、もう一度、今後の対応等について、どのように対策を講じられようとしているのか確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君）　１１番米沢議員の御質問にお答えいたします。

出来秋につきましては、大変心配をする状況にあります。７月下旬に町とＪＡ上富良野支所とで行った調査においても、町内のほとんどの作物については、大変被害割合が高いような、そういう見込みとなっているというようなことで、大きな被害額も想定したという形になっておりますので、当然農家の皆さんにとっては、来年の営農が非常に心配な状況になっているのかなというふうに思います。

最終的な出来秋の状況を見た中で、あと、既存のいろいろな共済の給付金であったり、そういったものの状況を見きわめた中で、町としてどういった支援が必要なのか、多分、農協等においても、新たな商品を検討したりというようなことも出てくることも想定されますので、そういったものに町がどうかかわれるのかなというようなことも含めながら、適

宜、適切に対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　ぜひ関係機関とも協力しながら、今後の状況も見ながら、支援のあり方等をぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

次に、北３０号道路の問題でありますが、根本的に直すとすると、ＪＲの線路、路線を通り抜けるような、そういったようなことを根本的に解決しなければ、本当にこの問題は解決しないというのが、現場を見ても見受けられます。

雨が降るたびに、ここは、物置と、あるいは玄関等の入り口まで水がつかるという状況の中で、本当に出入りに苦慮しているというのが実態になっております。

そういう意味では、確かに、当面の対策として、土砂上げ等々も当然必要でありますけれども、しかし、根本的な対策なくしては、この問題は解決できないというふうに考えておりますが、この点について、ＪＲあるいは関係に、あるいは町として、今後、また、現況において、この間、どのように働きかけてきたのか、町としても今後どのように、この問題を解決されようとしているのか、お伺いいたします。

町においては、いろいろな地域での問題を抱えているというふうに考えられますが、しかし、当事者に至っては非常に切実で問題でありますから、この点について、今後の町の対応等についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤　清君）　１１番米沢議員の町道維持に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、先日、地先の方に状況等を聞きに参りまして、ことしについては、ぎりぎり何とかあふれないで済んだというふうに言っておられました。どうしても、一番、問題はＪＲの部分でありますので、ここの部分については９００ミリが入っています。普通のところよりは管が大きいというふうに考えておりますけれども、この辺についても、ＪＲの前後が、上流、下流が素堀り側溝なものですから、流れが若干よどんでいる部分もあります。今後におきましては、トラフ、そうこうしたり、考えておりますが、ＪＲ、あと国道、開発局の調整も必要になってきますので、今後の部分については、協議を行って、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

以上をもちまして、１１番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後　１時２５分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成３０年９月１１日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署名議員　　荒　　生　　博　　一

署名議員　　髙　　松　　克　　年

平成３０年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

平成３０年９月１２日（水曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　議案第　８号　平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第　３　議案第　９号　平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定について
第　４　議案第　１号　平成３０年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）
第　５　議案第　２号　平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　６　議案第　３号　平成３０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）
第　７　議案第　４号　平成３０年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）
第　８　議案第　５号　平成３０年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
第　９　議案第　６号　平成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
第１０　議案第　７号　平成３０年度上富良野町病院事業会計補正予算（第２号）
第１１　議案第１０号　上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例
第１２　議案第１１号　教育委員会委員の任命について
第１３　発議案第１号　町内行政調査実施に関する決議について
第１４　発議案第２号　議員派遣について
第１５　発議案第３号　議員懇談会実施に関する決議について
第１６　発議案第４号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について
第１７　発議案第５号　「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統合を行わないことを求める意見について
第１８　閉会中の継続調査の申し出について

○出席議員（１３名）

１番	中澤良隆君	２番	岡本康裕君
３番	佐川典子君	５番	今村辰義君
６番	金子益三君	７番	北條隆男君
８番	竹山正一君	９番	荒生博一君
１０番	髙松克年君	１１番	米沢義英君
１２番	中瀬　実君	１３番	村上和子君
１４番	西村昭教君		

○欠席議員（１名）

４番　長谷川　徳行君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

副町長	石田昭彦君	教育長	服部久和君
代表監査委員	米田末範君	農業委員会会長	青地　修君
会計管理者	林　敬永君	総務課長	宮下正美君
企画商工観光課長	辻　剛君	町民生活課長	北越克彦君
保健福祉課長	鈴木真弓君	農業振興課長	狩野寿志君
建設水道課長	佐藤　清君	農業委員会事務局長	大谷隆樹君
教育振興課長	及川光一君	ラベンダーハイツ所長	北川和宏君
町立病院事務長	北川徳幸君		

○議会事務局出席職員

局長	深山　悟君	次長	岩﨑昌治君
主事	大井千晶君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１３名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、平成３０年第３回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山　悟君）　御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第１１号教育委員会委員の任命についての議案は、後ほどお配りしますので御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員会から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１１番　米　沢　義　英　君
１２番　中　瀬　　実　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第８号及び
◎日程第３　議案第９号

○議長（西村昭教君）　日程第２　議案第８号平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第３　議案第９号平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計決算の認定について説明を求めます。

会計管理者、林敬永君。

○会計管理者（林　敬永君）　ただいま上程いただきました、議案第８号平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

初めに、その概要を御説明申し上げます。

今回、決算認定の審査を受けます平成２９年度の各会計の当初予算編成時においての財政状況を振り返りますと、国の予算案では、平成２８年度に打ち出しました成長と分配の好循環の実現に向けた施策を展開するために、経済財政運営と改革の基本方針２０１６を閣議決定するとともに、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算として９７兆５，０００億円規模の予算案が閣議決定され、その中で、地方財政計画におきましては、一般財源におきまして、前年度比０．６％増の６２兆１，０００億円と、平成２８年度を若干上回る水準とされたところですが、地方交付税においては、前年度比２．２％減と、財源の多くを地方交付税に依存する地方自治体におきましては大変厳しい状況に置かれておりました。

当町の予算におきましても、歳入については、一般財源の中で大きな比率を占めます地方交付税の一定の減額が避けられないと見込まれ、また、地方税収入も大きな伸びなどが見込めないという厳しい状況にございました。

歳出におきましては、ここ数年で実施してきました学校耐震改修工事、超高速ブロードバンド環境整備、公営住宅建設事業などの新たな償還が平成２９年度から始まることによる公債費の増加、また、平成２８年２月に策定しました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた目標人口を見据え、自立した地域を維持していくための地域振興や急速な人口減少社会への対応、懸案事項となっております自然災害に対する恒久的防災対策を初め、老朽化が進む公共インフラの長寿命化など、さまざまな課題に対応するため、継続的な財政需要が想定され、今後の財政運営について、引き続き中長期的な見直しを全体で共有し、一層の自治体経営の安定化を図っていく予算編成であったところであります。

このことから、一般会計の当初予算額は６２億５，９００万円で、前年度と比べ８億６，６００万円減少しております。一般会計、特別会計を合わせた当初予算額は９５億６，４４１万６，０００円となり、前年度と比べ９億３，０５２万７，０００円減少しております。

その後、２９年度中におきまして、国の補正予算に伴う道営経営体育成基盤整備事業及び島津第二地区道営農業水利施設保全合理化事業、上富良野地区道営農村地区防災減災事業に係る事業費の補正や起債の追加を行い、一般会計の最終予算額で７９億８，１２９万９，０００円となり、全会計の最終予算

額は１１３億６７３万1，０００円になったところでございます。

平成２９年度は、一般会計と五つの特別会計で黒字となり、懸案事項の解決に向けた施策を推進したところでありますが、しかしながら、ラベンダーハイツ事業特別会計におきましては、単年度としての収支の均衡を図ることはできましたが、利用者の減少と介護報酬の改定の影響による累積赤字分につきまして、平成３０年度からの繰上充用を行ったところであります。

次に、繰越明許費につきましては、一般会計におきまして、平成２８年度から上富良野中学校整備事業及び公営住宅泉町南団地整備事業などを大きな要因として、１２億4，５５７万4，０００円が設定されております。また、平成３０年度に向けては、一般会計の平成２９年度補正予算において可決された道営経営体育成基盤整備事業など1億6，７９３万３，０００円が設定されております。

一般会計の主な決算内容につきまして御説明いたします。

収入総額は７８億5，２９６万2，９６１円となり、前年度と比べて約1億2，０４６万5，２４４円の増加となっております。

増加になりました主なものにつきましては、１款町税におきまして、町民税の個人分所得割、新築家屋などの固定資産の増加及び前年度の軽自動車税増額改定により1，０１４万8，０２５円の増、６款地方消費税交付金においては1，１１２万6，０００円の増、１４款国庫支出金において、上富良野中学校整備事業及び町営住宅整備事業の増加により、前年度比２５．１％増の２億4，６３７万7，８５１円の増、１７款寄附金においては、ふるさと納税制度を活用した「かみふらのふるさと応援モニター」を昨年６月から開始し、6，３８１万4，２２０円の増。

減少しました主なものにつきましては、１０款地方交付税で、前年度比３．１％減の9，２６５万2，０００円の減、１８款繰入金で3，０６５万4，９５３円の減、１９款繰越金で2，８１９万4，７４６円の減、２１款町債で、前年度比１７．９％減の１億6，１３０万6，０００円の減となっております。

歳出総額は７６億2，６５３万６４８円となり、前年度と比べて1億8，５３９万3，８１４円増加しております。

増加になりました主なものにつきましては、８款土木費において、東１線排水路整備事業で1億5，２９７万5，８６６円の増、町営住宅泉町南団地整備事業で3億5，９３８万1，３００円の増、９款教育費において、上富良野中学校整備事業で1億2，３３２万8，０９５円の増。

減少となりました主なものにつきましては、２款総務費において、前年度比１４．２％減の1億4，４４８万4，０６６円の減、６款農林業費において3，５１１万７８８円の減、１２款災害復旧費において、平成２８年に発生した連続豪雨災害による災害復旧が完了したことにより、前年度比９０．９％減の3億9，５６９万2，８１２円の減となっております。

全体の予算執行に当たりましては、第５次上富良野町総合計画、後期５カ年計画の４年次となりますことから、これまで掲げてまいりました五つの暮らしの実現に向けた総仕上げの年とすることを基本としつつ、その先にあります次の時代へのまちづくりにしっかりとつなげるよう、将来の財政規律を見据えた予算編成、特に町民との協働の視点に立った行政運営を推進するため、町民生活の実態をしっかりと把握した上で、各事務事業の評価・検証を行い、隅々まで光が当たるまちづくりを実現するための戦力的・効果的予算の実現を念頭に取り組みを行ったものでございます。

事業ごとの内容につきましては、決算書の事項別明細書の歳出の部及び各会計主要施策の成果報告書に記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

以下、議案及び平成２９年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係について説明を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議案第８号平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２９年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成２９年度各会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

２ページ及び３ページをお開きいただきまして、平成２９年度の各会計別収支総括表で、各会計全体の決算状況を御説明いたします。

総括表の下段、合計欄をごらんください。

予算額で１１３億６７３万1，０００円、調定額で１１３億6，６９１万7，１１７円、収入済み額で１１１億7，７９３万5，５１６円、不納欠損額で４６万９７０円、収入未済額で1億8，８５２万６３１円、支出済み額で１０７億9，７３９万5，２７４円、差し引き残額で３億8，０５４万２４２円と

なったところであります。

調定額に対する収入済み額の割合は、調定対比９８．３４％、予算額に対する収入済み額の割合は、予算対比９８．８６％、予算額に対する支出済み額の割合は、支出予算対比９５．５％になったところであります。

次に、Ｄ欄、不納欠損額をごらんください。

一般会計は、固定資産税で８万７，２００円、公共下水道事業特別会計は、下水道使用料で２８万４，１７０円、介護保険特別会計は、介護保険料で８万９，６００円、これら三つの会計の滞納繰越分の一部の欠損処分を行っております。

次に、Ｅ欄、収入未済額をごらんください。

一般会計は１億６，２００万１，５１１円、その内訳は、町税で３９１万１，０２８円、使用料及び手数料で９４万８，８８３円、国庫支出金で５，１１５万円、道支出金で２，９５３万円、諸収入で６万１，６００円、町債で７，６４０万円であります。

国民健康保険特別会計では、収入未済額につきましては、一般分の保険料は３６４万４，０４０円。

公共下水道事業特別会計では２，２１９万９，５８０円、この内訳につきましては、社会資本整備総合交付金下水道事業整備として１，１８０万円の国庫補助金及び起債９７０万円の繰り越し分を含み、下水道使用料分としては６９万９，５８０円であります。

介護保険特別会計では、介護保険料の６７万５，５００円。

簡易水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計に収入未済はありませんでした。

なお、別冊の平成２９年度各会計歳入歳出決算に係る附属調書の７９ページから８４ページに、各会計の収納内訳、収入未納調書、欠損処理調書を掲載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

決算書の総括表に戻りたいと思います。

総括表２ページ、３ページのＧ欄をごらんいただきたいと思います。

Ｇ欄につきましては、各会計の差し引き残額を記載してございます。

一般会計及び公共下水道事業特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計には、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額がございますので、その額を差し引いたものが実質収支額になります。

なお、収支額につきましては、各会計決算書の冒頭にあります実質収支に関する調書に記載してございますので、こちらにつきましても後ほど御高覧いただきたいと思います。

ほかの特別会計につきましては、ラベンダーハイツ事業特別会計を除き、黒字決算となりました。しかしながら、ラベンダーハイツ事業特別会計につきましては、先ほども説明し、繰り返しとなりますが、累計赤字分２，０３０万４，７５１円につきまして、平成３０年度の歳入を繰上充用金として補填をしたところであります。

総括表のこの表の左下に米印で記載してございますが、丸括弧書きにつきましては、平成２８年度から平成２９年度へ、角括弧書きにつきましては平成２９年度から平成３０年度への繰越明許費を内数で記載してございます。

次に、財産関係について御説明をいたします。

決算書の３８３ページ、後のほうになりますが、財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

平成２９年度中におけます公有財産の移動について御説明をいたします。

１、公有財産。

（１）土地及び建物。

平成２９年度中の土地及び建物の移動状況を示しております。

年度内では、行政財産、普通財産の土地に増減はありませんでした。

建物の移動を御説明いたします。

まず、（ア）行政財産の建物、木造については、上富良野中学校物置及び野外トイレの除去により８１．０３平米の減となりました。非木造につきましては、上富良野中学校校舎及び町営住宅泉町南団地の除去により１，５５７．１３平米の減となりました。

（イ）普通財産の建物、木造は、泉町教員住宅２棟の解体により１０２．０６平米の減となりました。非木造の増減はありません。

全体では、土地の面積の増減はございませんが、建物は１，６３８．１６平米の減となりました。

以上が公有財産の土地及び建物の移動内容であります。

次のページをおめくりいただきまして、３８４ページ。

（２）の有価証券及び（３）の出資による権利は、前年度額と同額で、増減はございません。

次に、３８５ページを御高覧いただきたいと思います。

２、物品は、車両の保有状況を示してございます。年度中増減につきまして、軽乗用車の売却による１台の減、大型トラックの入れかえを行い、重車両におきましては、ブルドーザーや圧雪車などの入

れかえを行っております。平成３０年３月３１日現在の車両の保有台数は７７台となっているところでございます。

なお、別冊、各会計主要施策の成果報告書の１４ページ、１５ページに公有財産の土地及び建物、物品、車両についての記載がされておりますので、あわせて後ほど御高覧いただきたいと思います。

次に、３８６ページをごらんいただきたいと思います。

基金は、平成２９年度末に一般会計及び特別会計合わせて１４の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。

３８７ページの表中の右下の合計欄の上段で、平成３０年５月３１日現在額、１４の基金の合計で２３億５，０４１万９，５８０円、下段の欄でございますが、平成３０年３月３１日現在で２２億１，３７１万４，９１１円であります。

北海道備荒資金組合基金の年度中の増加額は１５５万１，２７７円で、取り崩し額はありません。年度末現在額は２億２，２５４万１，５５１円であります。

以上が、財産に関する状況でございます。

これをもちまして、平成２９年度各会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果及び決算に係る調書は、別冊、平成２９年度各会計主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算書に係る附属調書に取りまとめて掲載してございますので、審査の参考として御高覧を願います。

以上を申し上げまして、平成２９年度各会計歳入歳出決算認定についての説明といたします。

御審議を賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　各会計決算審査意見及び各基金運用状況審査意見について御報告申し上げます。

地方自治法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定により、町長から審査に付されました平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び平成２９年度各基金の運用状況について、平成３０年７月３０日から８月２８日までの実日数８日間、平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書について、また、同期間の４日間、平成２９年度基金運用報告書並びに各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料との調査、照合並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の成否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を実施しました。

各会計歳入歳出決算は、ともに法令に準拠し、かつ、前会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確であり、予算執行状況についても、おおむね適正であると認められました。

また、平成２９年度基金運用状況調書は、基金現在高調書及び関係諸帳簿の計数は、各基金の支消額、積立金利息の額、年度末及び出納閉鎖後の現在額と符合し、適切に運用されていることが認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

自主財源の根幹をなす町税収入は、前年度と比較して１，０１４万８，０２５円増加しています。また、一般財源の主要である地方交付税及び交付金等は、前年度比７，１８６万４，０００円減少となっています。

公共事業等への投資を目的に、国庫支出金は前年度比２億４，６３７万７，８５０円増加、道支出金は前年度比９７８万３，５４６円増加と、上富良野中学校整備や公営住宅整備などにより増加しています。

なお、財政指標は改善が見られますが、依然として経常収支比率は９２．２％と、標準値８０％を超え、財政の硬直化が続いており、収支均衡のとれた財政構造となるよう努力が求められます。

平成２７年度以降、国の一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策、景気対策等により公共事業が増加し、決算規模も大きくなっていますが、人口減少、少子高齢化社会への対応など、増大する行政需要に対して、収支バランスのとれた予算執行となるよう一層の適正かつ効率的な財政の運営に努められたい。

未収金、不納欠損金は前年度と比べ減少しており、収納対策の努力が見受けられ、収納率が非常に高く推移しています。未収金が不納欠損金へ移行していく根源であることを認識し、未収金、不納欠損金が今後とも減じていくよう対策を図られたい。

なお、参考として、意見書に各種データ等を記載しましたので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君）　次に、企業会計決算の認定

について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君）　ただいま上程いただきました議案第９号平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第９号平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、平成２９年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

では、初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

平成２９年度病院事業会計決算報告書の７ページをお開き願いたいと思います。

平成２９年度上富良野町病院事業報告書。

以下、総括事項の概要を御説明申し上げます。

平成２９年度の町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく診療体制の充実を図るため、旭川医科大学や富良野協会病院から専門医の派遣を受け、身近な医療機関としての機能を果たすとともに、富良野看護学校１年生の基礎実習病院として看護学生の受け入れ、地域医療の向上に努めてまいりました。

また、併設の介護療養型老人保健施設とともに、住民の医療と介護のニーズの把握に努め、安全で安心な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、御利用される方々から深く信頼されるよう努めてまいりました。

次に、患者数と利用者数の状況では、入院、入所者数は、一般病床７，２７５人、介護療養型老人保健施設９，６８７人となり、合計で１万６，９６２人となりました。外来患者数は２万３，７９２人で、入院、入所者数と外来患者数の合計は４万７５４人、前年対比１，１１６人の減となりました。

次に、収益的収支についてでございますが、病院事業の収益総額は８億４，１６４万２，２２９円、費用総額で８億９，１０４万８，５８１円となり、この結果、収益的収支は４，９４０万１，３５２円の当年度純損失となりました。

なお、収益的収支については、１７ページ以降の収益費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっております。

次に、資本的収支についてですが、収入、支出総額はそれぞれ４，４５５万２，９２２円で、収入内訳は、町からの出資金と医療機器整備のための防衛省調整交付金で、支出の内訳は、企業債の償還金と建設改良費で、内視鏡システム装置や昇降浴槽、高圧蒸気滅菌装置などの更新により、診療体制の整備を実施してまいりました。

続きまして、決算額を申し上げます。戻っていただきまして、１ページ、２ページをお開き願いたいと思います。

平成２９年度上富良野町病院事業決算報告書。

（１）収益的収入及び支出。

以下、款ごとの決算額のみ申し上げます。

収入。

第１款病院事業収益、８億４，４６３万９，９７３円。

支出。

第１款病院事業費用、９億２６万８，１８２円。

（２）資本的収入及び支出。

収入。

第１款資本的収入、４，４５５万２，９２２円。

支出。

第１款資本的支出、４，４５５万２，９２２円。

以下、３ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものといたしまして、説明を省略させていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤　清君）　続きまして、平成２９年度水道事業会計決算報告について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成２９年度決算の概要を申し上げます。７ページをお開きください。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、４５年が経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入１億６，３１０万４，４８３円、支出１億３，４２３万９，４１７円であり、純利益２，８８６万５，０６６円で決算することができました。

なお、収益的収入については、１１ページ以降の費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので、御了承ください。

次に、資本的収支では、収入３，１７２万９，６００円、支出１億３４万７，９２９円で、不足する額６，８６１万８，３２９円については、過年度分損益勘定留保資金４，２５４万１，２６４円、当該年度分損益勘定留保資金２，６０７万７，０６５円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にはありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入な

ど納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。１ページ、２ページをお開きください。

平成２９年度上富良野町水道事業会計決算報告。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

１、収益的収入及び支出。

収入。

第１款水道事業収益、１億７，４２６万４０９円。

支出。

第１款水道事業費用、１億４，１８９万２，２３４円。

２、資本的収入及び支出。

収入。

第１款資本的収入、３，１７２万９，６００円。

支出。

第１款資本的支出、１億３４万７，９２９円。

さきに概要報告でもお示ししましたが、下表に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額６，８６１万８，３２９円につきましては、過年度分損益勘定留保資金４，２５４万１，２６４円、当年度分損益勘定留保資金２，６０７万７，０６５円で補塡しております。

以下、各計算書、業務明細書等の説明につきましては、御高覧いただいているものとして割愛させていただきます。

以上、説明といたします。

御審議を賜りまして、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　企業会計決算審査意見書について御報告申し上げます。

地方公営企業法第３０条第２項の規定により、町長から審査に付されました平成２９年度地方公営企業の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、平成３０年６月２５日から７月１３日までの間で、実日数５日間で審査し、同法第３０条第１項の規定に基づき調製された各決算書等が関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかを照合し、予算執行の適否について審査しました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各会計の計数は正確であると認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

病院事業については、入院、外来ともに患者数が減少し、依然として厳しい経営環境にあると言えます。また、介護療養型老人保健施設の入所者も減っており、利用率は９４．８％と前年度より１．８ポイント下降している。しかしながら、依然として厳しい経営状況に変わりはなく、これらの状況のもとで収支のバランスのとれた経営ができるよう改善を続けられたい。

町民の福祉向上と健康管理に寄与する医療機関として、地域医療を守り、今後の地域病床再編などに対応するよう、安心・安全な医療の提供と、質の高い高齢者福祉の充実を図り、住民医療サービスの向上と経営の安定、改革に向け一層の努力を望みます。

水道事業については、町内人口の減少と町民の節水意識の向上による節水家電、節水トイレ等の普及や、飲料水嗜好の多様化が進み、有収の給水量が減少してきている中で、計画的な漏水対策や老朽管の更新等、維持管理をし、安定した経営と安心・安全な飲料水の供給に心がけていることがうかがえる。

未納者への対応として、給水停止や確約書の履行確認、直接面談などの細かな対応を積極的に実施するなど改善が図られており、未収金の収納も向上している。

引き続き健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、本町水道事業の特徴的利点とも言える湧水利用と自然流下を最大限に生かし、低廉で、安価で、かつ安全な飲料水の供給を図られるよう望みます。

なお、参考として、１３ページ以降に、各種資料等を添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第８号平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第９号平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定については、十分な審議を要すると思いますので、議長及び議員のうちから選任された監査委

員を除く１２名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、１２名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第４　議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第４　議案第１号平成３０年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君）　ただいま上程いただきました議案第１号平成３０年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、今年度の普通交付税算定額が既決予算を若干下回る額で確定したところであり、あわせて関連する地方特例交付金及び臨時財政対策債の発行額が確定したことから、それぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

２点目は、今年度事業として更新を予定しておりました戸籍総合システム機器更新事業に係る契約金額が確定したことから、当初予算において議決をいただいておりました債務負担行為の限度額の変更及び所要の補正を行うものであります。

３点目は、町税について、個人町民税及び固定資産税の課税客体の確定に伴い、所要額の補正をお願いするものであります。

４点目は、前年度の自立支援給付費、障害児施設措置費、障害者医療費、障害者総合支援事業費及び教育・保育給付費に係る精算に伴い、国、道への返還及び追加交付について、歳入歳出にそれぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

５点目は、これまで更新方法を検討しておりました役場庁舎暖房機改修につきまして、前回改修から３４年を経過するに至り、今後、単独事業として改修を行うことを予定していることから、その実施設計に係る費用の補正をお願いするものであります。

６点目は、地域自治活動推進及び地場産業の育成を目的として実施しております協働のまちづくり推進補助事業及び新規開業特産品開発事業補助事業の２事業について、これまでの事業実施状況及び今後の実施予定見込みにより、当初予算額を上回ることが見込まれることから、その不足する費用について追加の補正をお願いするものであります。

７点目は、現在、町内において保育園として事業を行っております「上富良野西保育園」が、本年１０月１日より認定こども園に移行することから、所要の補正を行うものであります。

８点目は、葬斎場給油タンクの既設配管が老朽化により、配管結合部分において油漏れが生じたことから、それら既設配管及び既設給油タンクの使用を廃止し、新たに配管及び給油タンクを設置するため、所要額の補正をお願いするものであります。

９点目は、クリーンセンターＢ系集塵機、バイパスダンパー及びダクト内が腐食し、応急的修繕では機密性が保てないおそれがあることから、バイパスダンパー本体の交換等を行うため、所要額の補正をお願いするものであります。

１０点目は、吹上温泉保養センター白銀荘に設置しております灯油予備タンク及び配管設備について、冬期間、屋根からの落雪による破損等の被害を防止するために、防護フェンスを設置するため、所要額の補正をお願いするものであります。

１１点目は、現在実施しております島津第二地区道営農業水利施設保全合理化事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業及び経営体基盤整備事業において、それぞれ工種変更等、事業量の変更に伴い、所要額の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても事業量の変更に伴う補正及びふるさと応援寄附を受けたものについて、寄附者の意向に沿った所要の補正を行い、財源調整を図った上で、なお財源として不足する部分については、予備費を充当することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第１号をごらんください。

議案第１号平成３０年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）。

平成３０年度上富良野町の一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５７万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６９億９，１１３万４，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
債務負担行為の補正。
第２条、債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。
地方債の補正。
第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。
１ページをお開きください。
第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。
第１表、歳入歳出予算補正。
１、歳入。
１款町税、１，４００万円。
９款地方特例交付金、１９４万２，０００円。
１０款地方交付税、１３７万８，０００円の減。
１２款分担金及び負担金、４３５万６，０００円の減。
１４款国庫支出金、１４４万８，０００円。
１５款道支出金、５０５万２，０００円。
１７款寄附金、９９万円。
２０款諸収入、１０万円。
２１款町債、１，８３７万円の減。
歳入合計、５７万２，０００円の減。
２ページをお開きください。
２、歳出。
２款総務費、４０６万３，０００円。
３款民生費、７６７万９，０００円。
４款衛生費、７９１万１，０００円。
６款農林業費、１，０２４万４，０００円。
７款商工費、４１６万７，０００円。
８款土木費、２７１万４，０００円。
９款教育費、３５万９，０００円。
１２款予備費、３，７７０万９，０００円の減。
歳出合計、５７万２，０００円の減。
続きまして、３ページでございますが、第２表、債務負担行為の補正についてでございます。
戸籍総合システム機器更新事業分につきましては、契約金額が確定したことから、その限度額を変更するものであります。
第３表、地方債補正についてですが、臨時財政対策債につきましては、発行額が確定したことに伴います限度額の変更をするものであります。
以上で、議案第１号平成３０年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）の説明といたします。
御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
９番荒生博一君。
○９番（荒生博一君）　１７ページの、今回、西保育所が１０月１日から認定こども園に移行するということですが、年度途中の移行ということで、現在、利用者の変化がないかという確認と、これは預かり等々の問題で。
それから２点目に、保護者への説明はしっかりなされているのかどうか確認させてください。
○議長（西村昭教君）　保健福祉課長、答弁。
○保健福祉課長（鈴木真弓君）　９番荒生議員の西保育所、認定こども園移行にかかわる御質問にお答えさせていただきます。
まず、１点目の認定こども園の移行についてでございますが、定数につきましては、上富良野町として、ことしは３５５名の定員をもって、教育保育施設の利用予定については確定しておりますが、今回、認定こども園に移行する上富良野西保育園につきましては、現在、２号、３号で５０名のところを、これは定数を変えないで、１号認定に１０名、２号、３号の認定５０名を４０名に変更するものでございます。
既に、この認定こども園移行につきましては、７月に西保育所より口頭により申し出がありましたので、７月２４日、子ども・子育て会議におきまして、この会議において、その移行についてお伝えし、定数については変わらないということで御承認をいただいております。
８月３１日付で西保育園から認定こども園移行の申請を受け、上富良野町としまして意見をつけて、道のほうに手続を行ってございます。
現在、預かりのお子様への対処につきましては、西保育園におかれる、現在４６名が利用しておりますが、その中から３歳児から５歳児の方から１号認定に移行される方がいらっしゃる可能性があるというふうにお伺いしております。
なお、保護者への説明につきましては、西保育園のほうで、この認定手続の道の認可がおりましたら、早急に手続のほうを進めるよう保育園のほうには指示をしているところでございます。
以上です。
○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。
１１番米沢義英君。
○１１番（米沢義英君）　１３ページの役場庁舎の暖房機の改修実施設計という形になっておりますが、単独で行うということで、恐らく既存の暖房機を修繕、改修する形なのかなというふうに思いますが、新設ではないと思いますが、その状況とあわせて、恐らく大体積算としてどのぐらい、総体的な費用がかかるのかどうなのかというところも、それと

あわせて、わかれば概略お伺いしたいというふうに思っております。

次に、１５ページの老人保健福祉費のグループホームの整備補助という形で、当初予算では、グループホームの整備補助は４，３００万円ほど、施設整備と開設準備という形で補助されておりましたが、単価の変更という形の中で、今回の整備事業の補助変更は、単価が変わったということで増額補助という形になったというお話でしたが、基準がどのように変わってきたのか、わかる範囲でよろしいですが、お伺いいたします。

それと、１７ページの、今、同僚議員もおっしゃいましたが、認定こども園に移行することによる補助単価というのでしょうか、措置費の単価というのでしょうか、これが恐らく減額になっているのかなというふうに思いますが、ここの要因というのは、交付されるべき基準というのはどういうものがあるのか、お伺いいたします。

あとは、商工観光の点で、２３ページの新規事業特産品開発事業という形で載っております。この点で、審査に合致したという形の中で予算が計上されているというふうに思います。資金調達の面、あるいは運営上、売り上げ等の目標と、あるいはビール事業に至っては、年間どのぐらい当初目標にされているのか、この点、わかればお伺いしておきたいというふうに思います。

また、その後、恐らく経営に対する悩み等々があるかというふうに思いますが、こういった事業に対しては、やはり一定のバックアップ体制も当然必要になってくるかというふうに思いますが、そういった準備も町のほうでこの間やられてきているというふうに思いますが、もう一度確認いたしますが、その点、どういうようなバックアップ体制がとられるのか、この点、お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君）　１１番米沢議員のほうからありましたボイラーに関します質問につきまして、私のほうから回答させていただきたいと思います。

今回、補正予算に計上させていただきました実施設計分のボイラーにつきましては、前段の説明で申し上げたところですが、役場庁舎の地下にある温風暖房機の改修ということで予定をしております。今、地下にあります温風暖房機につきましては、消防庁舎の分も合わせまして２０万カロリーと５０万カロリーのボイラーが二つ設置されているところですが、今回、ボイラー本体を取りかえるということを予定しているところでございます。

なお、設備に対する概算費用としては、今の時点では５，３００万円程度を見込んでいるところなのですけれども、これにつきましては、いわゆる本体部分ということで、場所がいわゆる半地下のところにございますので、そこを壊して入れかえる、あるいはどうこうするという工事費というのがどのぐらいかかるかというのは、これから実施設計をしていく中で、一番安く効率的な部分の検討も含めてやっていただこうかなというふうに考えておりますので、実際の費用としては、それ以上の費用がかかるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君）　１１番米沢議員の２点の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、２項目めのグループホーム整備にかかわる今回の補正の概要でございますが、グループホームにつきましては、町内２カ所目ということで、ことしの４月、緑町にグループホームおおぞらということで、現在着工され、昨日、９月１０日付で落成式が行われたところでございます。

実は、このグループホームの整備につきましては、北海道から５月末に、国の要綱を改正するという通知をいただき、その改正事務が８月に整うという事務連絡から、ただ、適用は４月に遡及するということで、今回、９月での補正となったところでございます。

補正の内容につきましては、議員申し出のとおり、１床当たりの単価が６２万１，０００円を８０万円に改正する要綱となったところから、その差額１７万９，０００円を１８床、２ユニットと１８床でありますので、総額３２２万２，０００円増額し、道のほうから交付されるという通知に基づく歳入歳出の補正となったところでございます。

なお、グループホームおおぞらにつきましては、１０月オープンということでお伺いしているところでございます。

３項目めの認定こども園の西保育園の予算にかかわるものでございますが、西保育園の認定こども園移行につきまして、この１０月以降は、委託料が大きく４，０００万円ほど減額、扶助費につきまして３，７００万円ほどふえるということでの補正となっておりますが、これにつきましては、国、道の負担割合に伴う財源の組み替えもございまして、これにあわせて総額約２５０万円ほど減額になっているような状況でございます。

なお、保育料の徴収につきましては、西保育園のほうで、今までは町のほうで行ってございましたが、これからは西保育園のほうで徴収することも、

認定こども園の移行になることで、事務手続が行われるというふうに確認しております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻　剛君）　１１番米沢議員の４点目の御質問にお答えをさせていただきます。

新規開業特産品開発事業補助に関する御質問でございますけれども、それぞれに業態によりまして売り上げ目標とか、その設定の仕方が業態によって違うので、一概には言えないのですけれども、大体ほとんど計画の中では、３年後をピークにもって計画を立てられている事業が多いのかなというふうに思っております。

議員から御発言ありましたビールの関係でございますけれども、これらのほうは最近なので数字が頭に入っていたのですけれども、年間の醸造量は６０キロリットルというようなところを計画として進んでいるところでございます。

あと、その事業者に対しますフォーロアップの御質問ですけれども、制度上３年間は事業の進捗状況、実績の内容を報告いただくことになってございまして、そのときに相談をいただいたときには対応させていただいている状況でございますけれども、特に商品開発、そういうことに取り組まれた事業者については、例えば商品を売る、例えばＰＲする、そういう機会の情報提供でありますとか、もしくは、町のイベントで直接活用させていただくとか、そういうような点でフォローさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

６番金子益三君。

○６番（金子益三君）　今の同僚議員の関連になるのですけれども、暖房の修繕の、ボイラーの交換ということだったのですけれども、これは、いわゆる化石燃料のボイラーということなのでしょうか。いわゆる再生可能エネルギー等のハイブリットモデルだったりとか、そういったものの検討ということはなされなかったのか確認いたします。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君）　６番金子議員からありました役場ボイラーの更新の検討の関係でございますが、こちらにつきましては、いわゆる違うエネルギーを使った検討もしたところですが、そういう中で、役場庁舎が既に、昭和４２年に設置されているという中で、残り何年使うのかという部分もございますが、その中で、仮にこのボイラー、化石をやめて違うものにした場合の試算をしてみたのですけれども、コスト比較をすると、やはり３０年ぐらい使わないとコスト的なメリットが、結果が出てこないという部分もありまして、なおかつ、この役場につきましては、先日停電にもなりましたが、いわゆる非常用発電を使った、あれのエネルギー源が地下の重油タンクと併用しているという部分もございますので、そういう部分を含めて、今回の役場のボイラーにつきましては、既存の、いわゆる重油を使ったボイラーでやるということで、今、予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　議案第２号平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第２号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君）　ただいま上程いただきました議案第２号平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第２号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳出につきまして、１点目は、北海道に納付する国民健康保険事業費納付金の額確定に伴い減額の補正をするものです。

２点目は、財政調整基金の積み立てに伴う補正であります。現在の基金保有額は１７万９，１４４円でございます。基金の積み立てにつきましては、将来、国や北海道に支払う納付金が増額となった場合において、国民健康保険税の税率上昇を抑制し、安定的な国保運営のため、基金の積み増しを行うものです。

３点目は、平成２９年度分の交付金、負担金等の精算額の確定に伴う返還金について、所要の補正をするものであります。

なお、予備費につきましては、今年度からの新たな国保制度により、北海道との共同運営となったことで財政運営の仕組みが変わり、市町村単位における急激な医療費増加へのリスクは軽減となったとこ

ろです。しかし、新たな制度がスタートした初年度でもあり、不測の事態に備え、給付費の約１割程度であります８，３７３万５，０００円を確保させていただいたところです。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第２号平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

平成３０年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳出。

３款国民健康保険事業費納付金、１，０６３万５，０００円の減。

７款基金積立金、４，９９９万９，０００円。

９款諸支出金、５０７万４，０００円。

１０款予備費、４，４４３万８，０００円の減。

歳出合計は、ゼロ円であります。

以上で、議案第２号平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第２号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開を４５分とします。

午前１０時１６分　休憩

午前１０時４４分　再開

○議長（西村昭教君）　全員がそろっておりますので、若干早いですが、休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

◎日程第６　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第６　議案第３号平成３０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第２号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君）　ただいま上程いただきました議案第３号平成３０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、歳入について、平成２９年度地域支援事業費に係る社会保障支払基金負担金の額確定により、追加交付金の通知がありましたことから補正を行うものであります。

２点目は、歳出について、介護保険運営協議会委員１０名について、今年度から３年間の任期として委嘱し、年間謝礼金として１人５，０００円を支出するところでありますが、７月末をもって委員１名が退任され、後任者について、在任期間について依頼するに当たり、１名の謝礼金について補正を行うものであります。

３点目は、平成２９年度介護給付費に係る北海道及び社会保障支払基金の負担金確定により、返還金について通知がありましたので補正を行うものであります。

なお、収支の差額につきましては、予備費から財源を充てるものであります。

以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明とし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第３号をごらんください。

議案第３号平成３０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）。

平成３０年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億１，５７５万３，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。
第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。
第１表、歳入歳出予算補正。
１、歳入。
５款支払基金交付金、７万１，０００円。
歳入合計は、７万１，０００円でございます。
２、歳出。
２款総務費、５，０００円。
６款諸支出金、３５２万３，０００円。
７款予備費、３４５万７，０００円の減。
歳出合計は、７万１，０００円でございます。
以上、議案第３号平成３０年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明といたします。
御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第７　議案第４号平成３０度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
ラベンダーハイツ所長。
○ラベンダーハイツ所長（北川和宏君）　ただいま上程いただきました議案第４号平成３０年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
１点目は、寄附採納に伴う補正であります。
２点目は、臨時介護士等の募集に係る所要の費用の補正であります。
３点目は、デイサービスセンター臨時介護士の任用に伴う通勤手当の補正であります。
４点目は、ナースコール機器の機能強化整備に係る所要の費用の補正で、寄附採納を含めた一般会計からの繰入金により整備するものであります。
なお、臨時介護士等の募集費用及びデイサービスセンター臨時介護士の通勤手当については、予備費を充てることで予算調整をするものであります。
それでは、以下、議案の説明につきまして、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。
議案第４号平成３０年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）。
平成３０年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９４万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億１３３万９，０００円とする。
第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
１ページをお開きください。
第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。
第１表、歳入歳出予算補正。
１、歳入。
４款繰入金、１９４万４，０００円。
歳入合計、１９４万４，０００円。
２、歳出。
１款総務費、１２万５，０００円。
２款サービス事業費、１９８万３，０００円。
５款予備費、１６万４，０００円の減。
歳出合計、１９４万４，０００円。
以上で、議案第４号平成３０年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）の説明といたします。
御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより議案第４号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第８　議案第５号平成３０年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤　清君）　ただいま上程いただきました議案第５号平成３０年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、消費税確定によります増額補正となっております。

内訳は、まず、歳出につきましては、消費税確定によります一般管理費、公課費の増額補正であります。

次に、歳入につきましては、同じく消費税確定によります公課費の増額補正に伴います一般会計より繰り入れするもので、歳入歳出それぞれ同額補正するものであります。

以下、議案の朗読をもって、説明といたします。

議案第５号平成３０年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成３０年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７４万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，３６８万３，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

２款繰入金、７４万３，０００円。

歳入合計、７４万３，０００円の増額となります。

２、歳出。

１款衛生費、７４万３，０００円。

歳出合計、７４万３，０００円の増額となるものであります。

２ページ以降の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきます。

以上、議決項目のみ御説明申し上げました。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第６号

○議長（西村昭教君）　日程第９　議案第６号平成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤　清君）　ただいま上程いただきました議案第６号平成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、消費税確定によります増額補正と、浄化センター機器故障によります増額補正となっております。

内訳は、まず、歳出につきましては、消費税確定によります一般管理費、公課費の増額補正と、浄化センターのばっ気装置減速機故障のため、分解修理を行う必要となったため、修繕料の増額補正を行うものであります。

次に、歳入につきましては、同じく消費税確定によります増額と、浄化センターの機器故障によります増額分を一般会計より繰り入れするもので、歳入歳出それぞれ同額補正するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第６号平成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成３０年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７１万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億６，０７９万６，０００円

とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
１ページをお開きください。
第１表、歳入歳出予算補正。
以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。
１、歳入。
４款繰入金、２７１万４，０００円。
歳入合計、２７１万４，０００円の増額となります。
２、歳出。
１款下水道事業費、２７１万４，０００円。
歳出合計、２７１万４，０００円の増額となるものであります。
２ページ以降の事項別明細書につきましては省略させていただきます。
以上、議決項目のみを御説明申し上げました。
御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いします。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより議案第６号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第７号

○議長（西村昭教君）　日程第１０　議案第７号平成３０年度上富良野町病院事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
町立病院事務長。
○町立病院事務長（北川徳幸君）　ただいま上程いただきました議案第７号平成３０年度上富良野町病院事業会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。
今回の補正の内容ですが、町立病院分の寄附採納としまして５件、４０万円を賜りましたので、一般会計よりの出資金を受けまして、建設改良費、什器備品の整備に充てるため、同額の増額補正をお願いするものでございます。
以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。
議案第７号平成３０年度上富良野町病院事業会計補正予算（第２号）。
総則。
第１条、平成３０年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。
資本的収入及び支出。
第２条、平成３０年度上富良野町病院事業会計予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
補正予定額のみ申し上げます。
収入。
第１款資本的収入、４０万円。
第１項出資金、４０万円。
支出。
第１款資本的支出、４０万円。
第２項建設改良費、４０万円。
１ページ及び２ページの補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては、説明を省略させていただきます。
以上、議案第７号平成３０年度上富良野町病院事業会計補正予算（第２号）の御説明とさせていただきます。
御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより議案第７号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１０号

○議長（西村昭教君）　日程第１１　議案第１０号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
企画商工観光課長。
○企画商工観光課長（辻　剛君）　ただいま上程いただきました議案第１０号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要

旨を申し上げます。

町におきましては、平成２７年度から平成３１年度までの５年間に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、企業の立地及び増設等の投資に対し、固定資産税の免除を内容とした優遇措置が図られるよう取り進めてまいりましたが、国においては、地域経済力の向上など、地域発展の基盤強化を目的に、企業投資に対する支援措置の拡充を図るため、平成２９年６月、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正を行ったところであります。

従来、本法律に基づく支援対象は、製造業が中心とされておりましたが、このたびの法改正により、他の分野にも支援対象の範囲が拡大され、法律名も「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたところであります。

このことにより、上富良野町企業振興措置条例につきましては、改正法の法律名を条文に引用していることから、必要な改正を図るとともに、上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例につきましては、改正法に基づく基本計画を新たに策定したことにより、優遇措置期間の延長が図られたため、附則第１項に規定する優遇措置の廃止時期及び附則第２項に規定する優遇措置廃止後における経過措置対象期間につきまして、あわせて改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第１０号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例。

上富良野町企業振興措置条例（昭和５９年上富良野町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第４号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、公布の日から施行する。

上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

第２項、上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例（平成２２年上富良野町条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第１項中「平成３２年４月１日」を「平成３６年４月１日」に改める。

附則第２号「平成３２年３月３１日」を「平成３６年３月３１日」に改める。

以上で、議案第１０号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１１号

○議長（西村昭教君）　日程第１２　議案第１１号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

副町長、石田昭彦。

○副町長（石田昭彦君）　ただいま上程いただきました議案第１１号教育委員会委員の任命につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、教育委員２期目を務めていただいております吉村好子氏が、９月末の任期満了をもちまして退任されますことから、このたび新たな教育委員を選任するため、ここに久保麻子氏を任命したく御提案させていただくものであります。

久保麻子氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方であり、教育委員として適任者であることから、これまでの御経験を本町の教育行政に生かしていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、久保氏の経歴等につきましては、別添、配付させていただいておりますので、御高覧賜り、参考としていただければと存じます。

以下、議案を朗読して、御提案とさせていただきます。

議案第１１号教育委員会委員の任命について。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。
氏名、久保麻子。■■■■■■■■■■生まれ。
以上でございます。
御審議いただきまして、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
お諮りいたします。
本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております教育委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第１３　発議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第１３　発議案第１号町内行政調査実施に関する決議についてを議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
２番岡本康裕君。
○２番（岡本康裕君）　ただいま上程されました発議案第１号町内行政調査実施に関する決議について、朗読をもって説明とかえさせていただきます。
発議案第１号町内行政調査実施に関する決議について。
上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。
平成３０年９月１１日提出。
上富良野町議会議長、西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員、岡本康裕。
賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。
町内行政調査実施に関する決議について。
本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。
記。
１、実施の期日、議決の日以降において、１日以内とする。
２、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。
３、調査事項及び方法、（１）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。（２）全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。（３）本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。
御審議賜り、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略して、これより発議案第１号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　発議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第１４　発議案第２号議員派遣についてを議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
３番佐川典子君。
○３番（佐川典子君）　ただいま上程されました発議案第２号議員派遣について、朗読をもって説明させていただきます。
発議案第２号議員派遣について。
上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。
平成３０年９月１１日提出。
上富良野町議会議長、西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。
賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕。同、荒生博一。
議員派遣について。
次のとおり、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定により議員を派遣する。
記。
１、上川町村議会議長会主催の議員研修会。
（１）目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。
（２）派遣場所、当麻町。
（３）期間、平成３０年１０月２３日、１日間。
（４）派遣議員、全議員。
２、富良野沿線市町村議会議員研修会。
（１）目的、分権時代に対応した議会議員の資質

向上に資するため。
（２）派遣場所、南富良野町。
（３）期間、平成３０年１０月２９日、１日間。
（４）派遣議員、全議員。
以上でございます。
御審議をいただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いします。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより発議案第２号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　発議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第１５　発議案第３号議会懇談会実施に関する決議についてを議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
３番佐川典子君。
○３番（佐川典子君）　ただいま上程されました発議案第３号について、以下、朗読をもって説明をさせていただきます。
発議案第３号議会懇談会実施に関する決議について。
上記議案を別記のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。
平成３０年９月１１日提出。
上富良野町議会議長、西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。
賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕。同、荒生博一。
議会懇談会実施に関する決議について。
本議会は、次により議会懇談会を実施する。
記。
１、実施の期日、議決の日以降において、３日以内とする。
２、実施の目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動について町民と直接意見交換するため。
３、実施方法、（１）町内の公共施設で開催する。（２）全議員による懇談会とする。（３）本件は、議会閉会中において開催するものとする。
以上でございます。
御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより発議案第３号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　発議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第１６　発議案第４号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
２番岡本康裕君。
○２番（岡本康裕君）　ただいま上程されました発議案第４号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についてを、朗読をもって説明とかえさせていただきます。
発議案第４号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について。
上記議案を別記のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。
平成３０年９月１１日提出。
上富良野町議会議長、西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員、岡本康裕。
賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。
裏面をごらんください。
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。
本道の森林は全国の森林面積の４分の１を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。
森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。
道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源

の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、林業事業体の育生など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成３１年度に創設される森林環境贈与税(仮称)を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

２、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年９月１２日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上、御審議賜り、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　発議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第１７　発議案第５号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　ただいま上程されました発議案第５号につきまして、朗読をもって説明をさせていただきます。

発議案第５号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成３０年９月１１日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕。

裏面をごらんください。

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書。

北海道教育委員会(以下、道教委)は平成１８年８月に「新たな高校教育に関する指針」(以下、「旧指針」)を発表した。この「旧指針」によって「高校配置計画」を進めた結果、平成２０年度から道立高校３８校が閉校となった。そのうち１８校は地域唯一の高校の閉校であった。

道教委は平成３０年３月、「新たな高校教育に関する指針」に代わる「これからの高校づくりに関する指針」(以下、「新指針」)を決定した。「新指針」は「１学年４～８学級を望ましい学校規模」とし、３学級以下は原則、統廃合の対象とする「旧指針」の基本方針をそのまま受け継いでいる。今後もこの「新指針」によって高校統廃合が行われれば、９３校が統廃合の対象となり、４６％もの高校の存続が脅かさせることになる。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にも目が行き届き、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができる。しかし、こうした利点に目を向けずに「１学年４～８学級を望ましい学校規模」とし、高校統廃合を進めた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出している。道教委の高校配置計画を策定するために開催される「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校をなくさないでほしい」という声が聞かれる。長野県では、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定しており、一方で、北海

道(以下、道)は全道一律の基準で統廃合を進めようとしている。

北海道の広域性を考えれば、「１学年４～８学級を望ましい学校規模」とすることは、まったく現実的ではない。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切である。

いま求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障である。

よって、道及び道教委においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

１、道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。

２、道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「１学年４～８学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年９月１２日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、北海道知事、北海道教育委員会委員長、北海道議会議長。

以上でございます。

御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　閉会中の継続調査申し出について

○議長（西村昭教君）　日程第１８　閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、平成３０年第３回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午前１１時２９分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成３０年９月１２日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署 名 議 員　　米　　沢　　義　　英

署 名 議 員　　中　　瀬　　　　実